

日光市スポーツ推進計画改訂版

令和 4年 3月

目 次

第1部 総論

第1章 計画改訂にあたって	1
第1節 計画改訂の趣旨と背景	1
第2節 計画の位置づけ	5
第3節 計画の期間	5
第4節 本計画におけるスポーツの定義	5
第2章 本市を取り巻く現状と課題	6
第1節 人口の推移と高齢化率の状況	6
第2節 スポーツと健康に関わる状況	7
第3節 ライフステージにおける状況	8
1 スポーツと子どもに関わる状況	8
2 スポーツと成人に関わる状況	10
3 スポーツと高齢者に関わる状況	11
4 スポーツと障がい者に関わる状況	12
5 総合型地域スポーツクラブに関わる状況	14
第4節 スポーツと施設に関わる状況	15
1 スポーツ施設の状況	15
2 スポーツ施設の利用状況	16
3 学校施設開放事業の利用状況	17
4 施設の整備・充実に対するニーズ	18
5 スポーツ環境施策に対する要望	20
第5節 スポーツと情報に関わる状況	21
第6節 「する」スポーツの現状と課題	23
第7節 「観る」スポーツの現状と課題	27
第8節 「支える」スポーツの現状と課題	29
第9節 数値目標の達成状況	30
第10節 本市スポーツ推進上の課題	31
第3章 本計画の基本理念	33
第4章 計画の施策体系	34

第2部 スポーツの推進

第1章 生涯スポーツの推進	36
第1節 総合型地域スポーツクラブの育成支援	37
第2節 地域スポーツ活動の充実	38
第3節 スポーツツーリズムの推進（スポーツと観光の連携）	39
第4節 スポーツによる健康増進	40
第5節 高齢者・障がい者向けスポーツの充実	41
第2章 子どものスポーツ活動の充実	42
第1節 子どもの体力向上・運動機会の充実	43
第2節 学校体育や運動部活動の充実	44
第3章 競技スポーツの推進	45
第1節 競技スポーツの充実	46
第2節 プロスポーツチーム及び実業団チームとの連携	47
第3節 スポーツ指導者やボランティアの養成	48
第4章 スポーツ環境の整備・充実	49
第1節 スポーツ施設の環境整備	51
第5章 計画を推進していくために	52
第1節 計画の実現に向けた市民や関係団体との連携・協働	52
第2節 スポーツを支える関係団体の役割	52
第3節 計画の進捗管理	55
第4節 財源の確保	55

アンケート調査について

本市では広く市民の意見・要望を把握し、今後のスポーツ施策の参考にすることを目的に、令和2年（2020年）11月から12月にかけて、18歳以上の市民のなかから無作為で抽出した2,500人を対象に「日光市スポーツ推進計画改訂に係る市民意識調査」（有効回答数1,049人、回答率42% 以下「市民アンケート」）を実施しました。

第1部 総論

第1章 計画改訂にあたって

第1節 計画改訂の趣旨と背景

■ 計画改訂の趣旨

日光市では、平成23年8月に施行された「スポーツ基本法」と平成24年3月に策定された「スポーツ基本計画」を参考に、市民の誰もがスポーツに親しみ、楽しむことで、スポーツの力による効果を楽しみ、活力あるまちづくりの実現に向け、「スポーツの力で スポーツで未来へ～“だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも” スポーツに親しみ、スポーツの力で未来を創造するまち～」を基本理念として、平成28年3月に「日光市スポーツ推進計画（以下、「計画」）」を策定し、当市のスポーツ推進を行ってまいりました。

この間に、国では「スポーツ参画人口」を拡大し、他分野との連携・協力により「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むこととした「第2期スポーツ基本計画」を平成29年3月に策定しました。栃木県においても「する」「みる」「ささえる」といった多様な形でのスポーツ参画人口を増やし、県民総スポーツ社会の実現を目指して、令和3年2月に「栃木県スポーツ推進計画2025」の策定を行っています。さらに、令和4年には栃木県で第77回国民体育大会及び第22回全国障害者スポーツ大会が開催されるなど、スポーツに対する関心も高まっています。

また、全世界に拡大した新型コロナウイルス感染症は、スポーツだけではなく、社会・経済活動全体に重大な影響を及ぼしています。

現計画の策定から6年が経過するにあたり、このような社会情勢の変化に加え、国及び県の計画における考え方、令和2年度に実施した市民アンケート結果とこれまでの成果等を踏まえ、市民一人ひとりの生涯スポーツ活動推進を図るため「日光市スポーツ推進計画」の改訂を行うものです。

■ 国の動向

1. 「スポーツ立国戦略」の策定

平成22年、文部科学省において「スポーツ立国戦略」が策定されました。これにより、今後の国のスポーツ政策の基本的な方向性が示されました。

【基本的な考え方】

1. 人（する人、観る人、支える（育てる）人）の重視
すべての人々のスポーツ機会の確保、安全・公正にスポーツを行うことができる環境の整備
2. 連携・協働の推進
トップスポーツと地域スポーツの好循環の創出 新しい公共の形成等による社会全体でスポーツを支える基盤の整備

【5つの重点戦略】

①ライフステージに応じたスポーツ機会の創造
②世界で競い合うトップアスリートの育成・強化
③スポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出
④スポーツ界における透明性や公平・公正性の向上
⑤社会全体でスポーツを支える基盤の整備

2. スポーツ基本法の制定

平成23年、スポーツ振興法を全面改正した「スポーツ基本法」が制定され、スポーツの位置づけや目的、あり方が明確になるなど、スポーツ推進の基盤が構築されるとともに、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である。」と、文化としてのスポーツに関わる権利である「スポーツ権」が初めて明言されました。

また、国においてスポーツに関する施策を総合的・計画的に進めていくための「スポーツ基本計画」を定めなければならないことが規定されました。さらに、地方公共団体においても国のスポーツ基本計画を参酌し、地域の実情に応じた「スポーツ推進計画」を定めるよう努めることが規定されています。

3. スポーツ基本計画の策定

平成24年、国はスポーツ基本法に基づき「スポーツ基本計画」を策定し、今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針を定めるとともに、現状と課題を踏まえ5年間の総合的かつ計画的に取り組むべき具体的施策を体系化しました。平成29年には「第2期スポーツ基本計画」を策定し、中長期的なスポーツ施策の基本方針として、①スポーツで「人生」が変わる！②スポーツで「社会」を変える！③スポーツで「世界」とつながる！④スポーツで「未来」を創る！の4つを掲げ、「一億総スポーツ社会」の実現に向け、スポーツ参画人口の拡大等に取り組んできました。

令和4年3月に策定された「第3期スポーツ基本計画」では、第2期スポーツ基本計画で掲げた4つの基本方針の考え方を踏襲するとともに、スポーツの価値を高めるような取組や共生社会の実現に向けた取組などを行い、全ての人がスポーツにアクセスできる社会の実現や機運の醸成を目指すこととしています。

■ 県の動向

栃木県では平成27年度に策定した「栃木県スポーツ推進計画2020」が令和元年度に終期を迎えるため、新たなスポーツ分野における計画として「栃木県スポーツ推進計画2025」を策定しました。

この計画では、「スポーツを通じて夢や感動を共有しスポーツで人生を豊かにする“とちぎ”の実現」を基本理念とし、「スポーツ参画人口の拡大」、「スポーツ施設の充実とスポーツによる地域活性化」、「国民体育大会・全国障害者スポーツ大会や国際大会等で活躍する選手の育成」の3つを施策の柱として、県民総スポーツ社会の実現を目指すこととしています。

■ 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症のまん延が拡大した令和2年度は、市内の多くのスポーツイベントが中止となり、また、外出自粛や休校、スポーツ施設の休館などで、市民のスポーツ活動が減少した年度となりました。こうしたことは、市民アンケートや数値目標の結果にも表れています。

しかし、人々の活動が制限される中で、心身の健康維持や自己実現のため、運動やスポーツの重要性は再認識されています。また、コロナ禍におけるアスリートの活躍は人々の感動を生んでおり、スポーツは私たちの生活に欠かせないものとなっています。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、新しい生活様式に対応したスポーツの推進について検討を行う必要があります。

■第77回国民体育大会・第22回全国障がい者スポーツ大会の開催

令和4年度に第77回国民体育大会・第22回全国障がい者スポーツ大会が栃木県で開催され、本市では、軟式野球・ボクシング・ホッケーの3種目が行われます。また、これに先立ち令和4年1月に第77回国民体育大会冬季大会も本市で開催されました。

大会の開催にあたり競技会場となる施設の改修等が実施されていることから、施設の有効活用を図るとともに、開催に伴い発生したレガシー[※]の継承について検討を行う必要があります。

※レガシー (Legacy) : 英語で「遺産」のこと。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、本市におけるスポーツ推進の基本計画であり、スポーツ基本法第10条第1項に基づき策定するもので、第2次日光市総合計画後期基本計画の分野別計画に掲げるスポーツ施策「スポーツを通じて育む豊かな暮らし」を実現するための計画です。

策定にあたっては、スポーツ基本法の理念に則り、国のスポーツ政策の指針である「第2期スポーツ基本計画」を参酌するとともに、栃木県のスポーツに関する計画である「栃木県スポーツ推進計画2025」と日光市政の最上位計画である「第2次日光市総合計画」をはじめとした関連する施策分野別計画との整合性を図っていきます。

		年度									
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
国の計画等		スポーツ基本法(H23から)									
	スポーツ基本計画	第2期スポーツ基本計画					第3期スポーツ基本計画				
栃木県の計画		栃木県スポーツ推進計画2020					栃木県スポーツ推進計画2025				
市の計画		第2次日光市総合計画前期基本計画					第2次日光市総合計画後期基本計画				
		日光市スポーツ推進計画					日光市スポーツ推進計画(改訂版)				
市関連計画		日光市障がい者計画、健康にこころ21計画、第2次日光市学校基本計画、日光市高齢者福祉計画、第8期介護保険事業計画、第2期日光市生涯学習推進計画 等									

第3節 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度から令和7年度までの10年計画となっています。中間年にあたる5年後に必要な応じ見直しを実施することとしていますが、上位計画である日光市総合計画後期基本計画の策定が1年延伸されたことから、整合性を図るため本計画の見直し時期も1年延伸したものです。

第4節 本計画におけるスポーツの定義

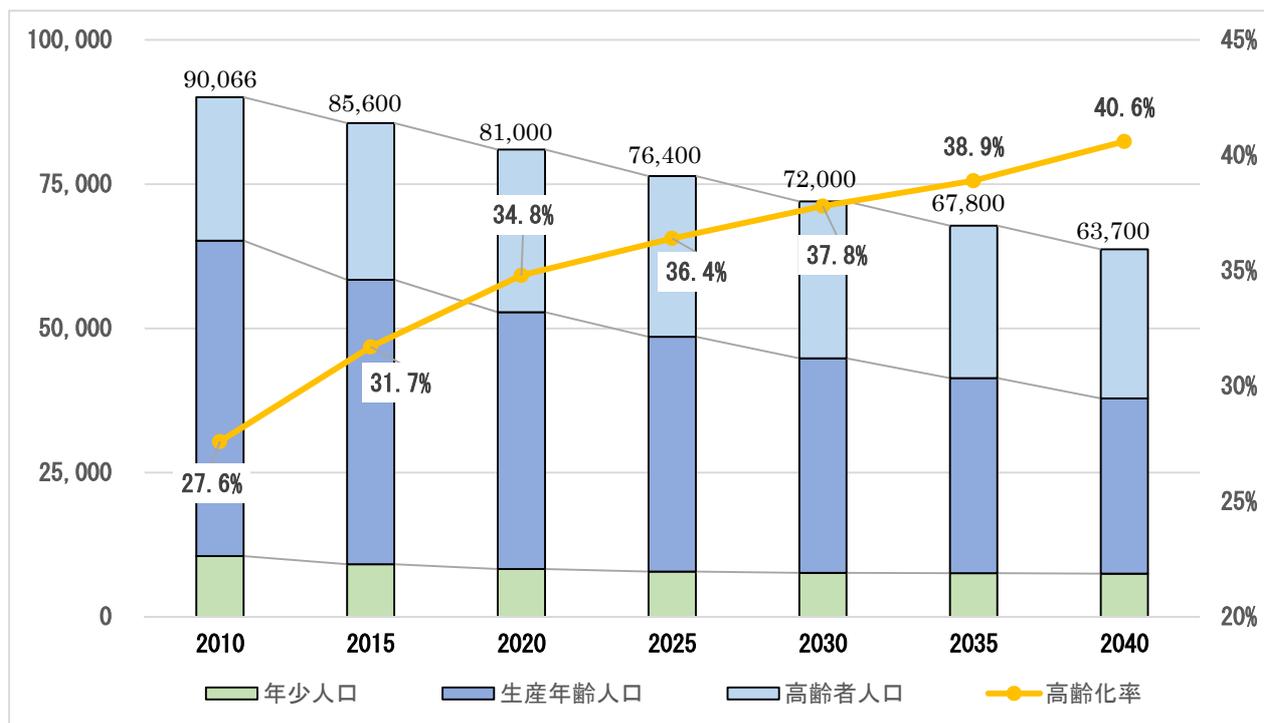
本計画では、スポーツの定義を通常より幅広い概念で捉え、ルールに基づいて競い合う運動競技だけでなく、健康の維持増進のための体操や気分転換に行う散歩、自然に親しむ野外活動、介護予防のためのトレーニングなど、自ら目的を持って身体を動かすものについてもスポーツに含むものとしています。

第2章 本市を取り巻く現状と課題

第1節 人口の推移と高齢化率の状況

平成27年（2017年）度に本市が策定した「日光市人口ビジョン」では、令和22年（2040年）には総人口は63,700人、高齢化率は40.6%になると見込まれています。

【日光市の人口の将来展望（推定値）（日光市人口ビジョンより）】



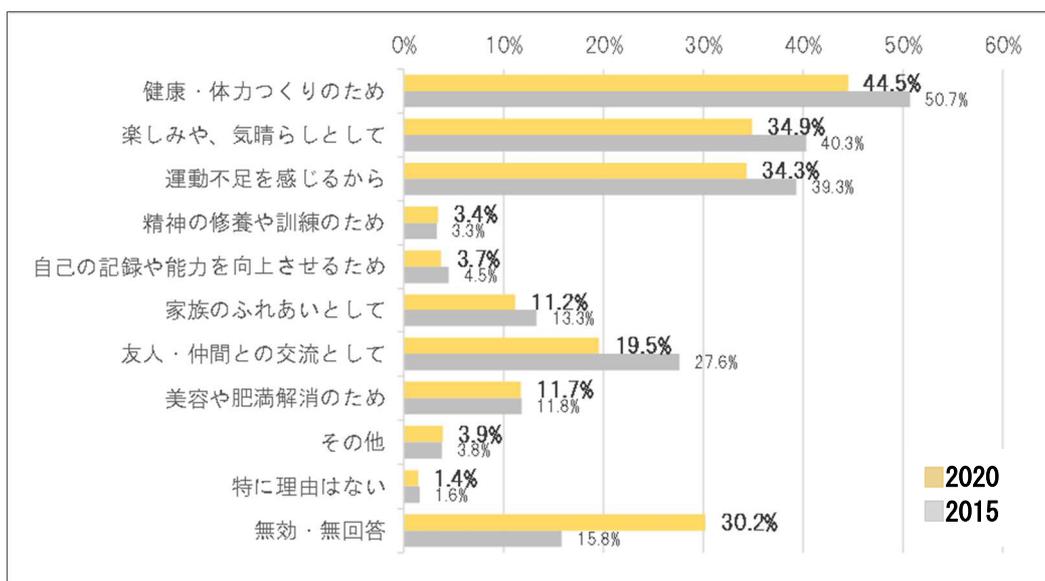
しかし、令和2年（2020年）10月1日時点における総人口は80,418人、高齢化率は35.38%となっており、人口減少と高齢化ともに日光市人口ビジョンにおける将来展望よりも進んでいる状況にあります。

第2節 スポーツと健康に関わる状況

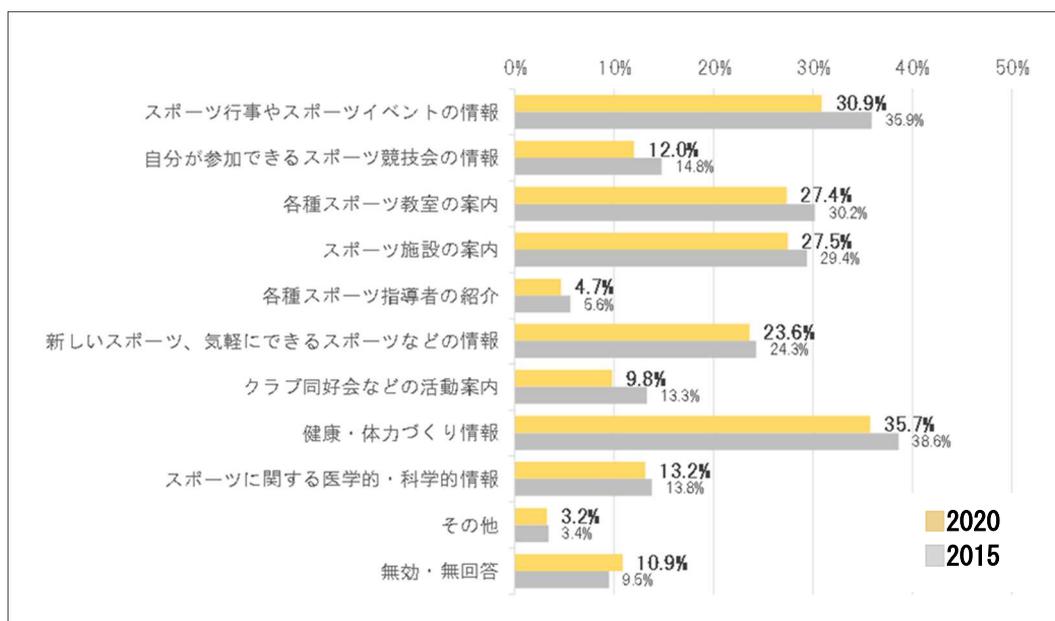
市民アンケートの結果を見ると、運動を行った理由で最も多いものは「健康・体力づくりのため」となっています。また、スポーツや運動に関する情報発信で充実してほしいもので最も多いものも「健康・体力づくり情報」となっており、市民の健康への関心が高いことがわかります。

高齢化が進み、医療費や介護費用の増大が見込まれる中、生活機能の向上や医療費削減においても、スポーツの効果が期待されているため、今後、スポーツを通じた健康増進の施策を行っていく必要があります。

【スポーツや運動を行った理由（市民アンケートより）】



【スポーツや運動について望む情報（市民アンケートより）】



第3節 ライフステージにおける状況

1 スポーツと子どもに関わる現状

(1) 子どもの体力の低下

令和元年（2019年）度新体力テストの結果から本市の子どもの身体能力を見ると、小学生は全国平均を上回っている項目が少ない一方で、中学生は全国平均を上回っている項目が多く見られます。また、計画策定時の2014年日光市の数値についても、小学生の方が上回っている項目が少なくなっており、子どもの体力低下が進んでいる傾向にあります。

国ではピーク時の昭和60年頃の水準まで引き上げることを目指しており、本市においても引き続き子どもの体力の調査・分析を行っていく必要があります。

【男女別、種目別 体力テスト平均値（令和元年（2019年）度）】

令和元年(2019年) 小学5年生								
種目	男子				女子			
	2014年 日光市	日光市	栃木県	全国	2014年 日光市	日光市	栃木県	全国
握力	17.45	16.12	16.08	16.37	16.82	15.8	15.97	16.09
上体起こし	20.11	19.03	19.45	19.8	19.51	19.08	19.05	18.95
体前屈	32.95	31.51	31.66	33.24	37.43	35.36	36.04	37.62
反復横跳び	43.54	42.88	42.05	41.74	41.43	42.13	40.82	40.14
シャトルラン	54.95	50.41	49.65	50.32	43.27	42.56	42	40.8
50m走	9.39	9.51	9.56	9.42	9.76	9.67	9.7	9.63
立幅跳び	150.29	149.97	149.07	151.47	143.84	146.58	145.37	145.7
ソフトボール投げ	22.04	20.43	20.54	21.6	14.53	14.13	13.95	13.59
令和元年(2019年) 中学2年生								
種目	男子				女子			
	2014年 日光市	日光市	栃木県	全国	2014年 日光市	日光市	栃木県	全国
握力	30.13	29.49	28.78	28.64	24.25	24.24	24.06	23.74
上体起こし	27.5	26.37	26.71	26.85	22.86	23.05	23.89	23.58
体前屈	42.32	39.85	42.43	43.43	43.56	43.26	44.95	46.29
反復横跳び	54.96	54.75	52.65	51.87	47.36	49.37	47.99	47.25
シャトルラン	89.31	85.68	83.74	83.13	58.08	58.93	59.95	57.98
50m走	7.96	7.93	8.1	8.02	8.97	8.71	8.83	8.81
立幅跳び	194.88	197.37	193.13	195.02	165.77	168.8	170.14	169.71
ハンドボール投げ	19.53	20.2	19.72	20.35	12.21	12.89	12.93	12.87

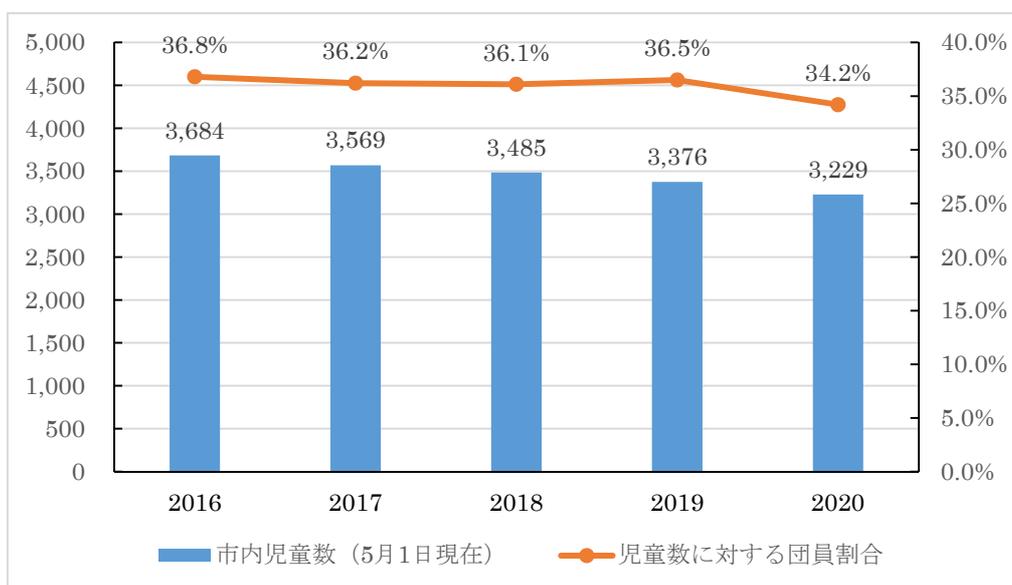
黄色表示は全国平均以上
 橙表示は策定時以上及び全国平均以上

(2) 子どもの運動実態

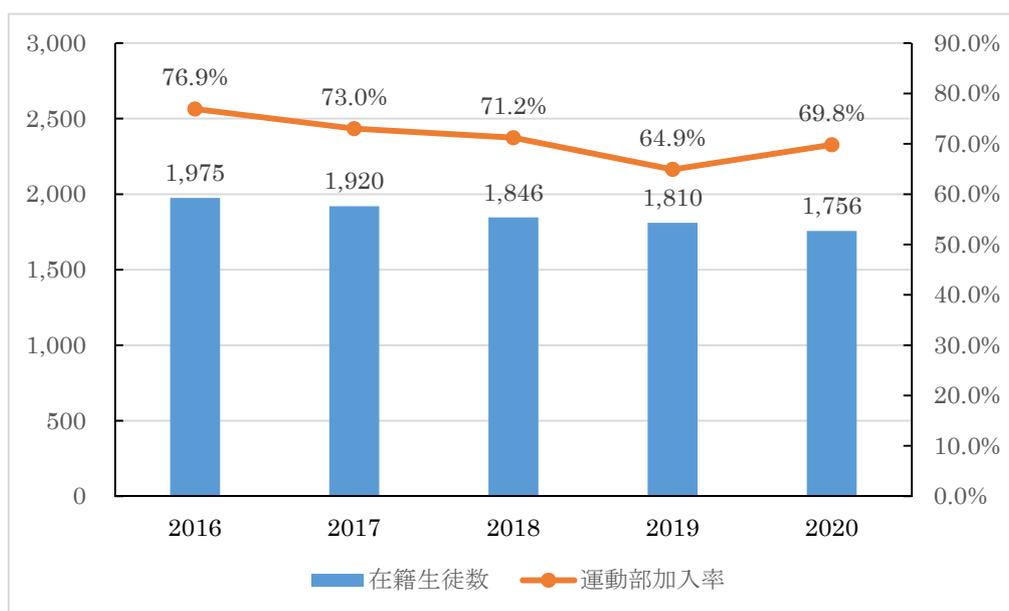
子どもの運動活動を見ると、中学生の運動部加入率は令和元年度まで減少傾向が見られましたが令和2年(2020年)度は増加しています。しかし、日光市スポーツ少年団加入率では、令和元年(2019年)度までは大きな変化はありませんでしたが令和2年(2020年)度はわずかながら減少しています。

少子化が進む中で、スポーツや運動は子どもの健全な育成に重要な要素であることから、引き続き子どもたちがスポーツや運動に親しめる機会を提供する必要があります。

【市スポーツ少年団団員数の推移】



【中学校運動部加入者割合の推移】

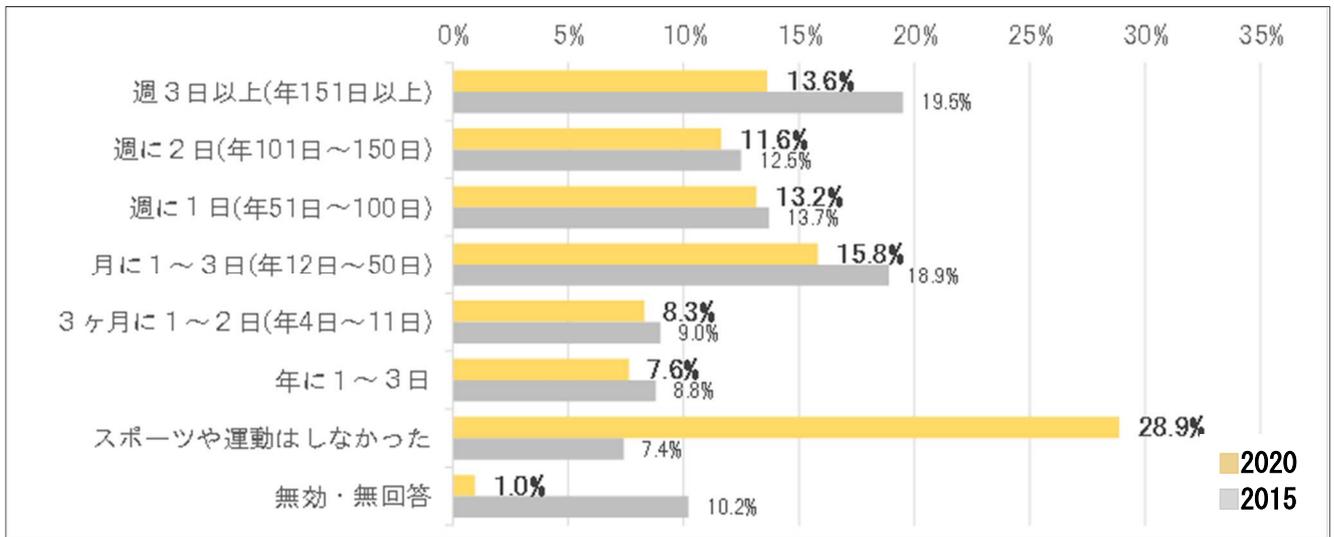


2 スポーツと成人に関わる状況

市全体の週1回以上のスポーツ実施率は38.4%であり、前回調査時の45.7%から7.3%減少しており、本計画と国が掲げる「成人の週1回以上スポーツ実施率65%」を達成していない状況です。原因としては、新型コロナウイルス感染症対策に伴う外出自粛や運動施設の休館などによる運動機会の減少が影響していると考えられます。

また、スポーツ実施率を年代別に見てみると、20歳代から40歳代は他の年代と比較しスポーツ実施率が低い傾向にあるため、こうした年代の運動機会を創出していくことが必要になります。

【この1年間でスポーツや運動を行った日数（市民アンケートより）】



【この1年間でスポーツや運動を行った日数 性別・年代別（市民アンケートより）】

		週3日以上	週に2日	週に1日	月に1～3日	3ヶ月に1～2日	年に1～3日	スポーツや運動はしなかった	無効無回答
全体		13.6%	11.6%	13.2%	15.8%	8.3%	7.6%	28.9%	1.0%
性別	男性	11.5%	11.0%	14.7%	19.8%	9.0%	7.8%	25.2%	1.0%
	女性	15.0%	13.0%	13.0%	12.2%	7.3%	7.5%	31.0%	1.0%
年齢	10歳代	21.7%	43.5%	8.7%	13.0%	0.0%	4.3%	8.7%	0.0%
	20歳代	9.9%	8.1%	17.1%	16.2%	10.8%	9.9%	27.9%	0.0%
	30歳代	12.0%	12.6%	14.4%	18.0%	10.2%	9.0%	24.0%	0.0%
	40歳代	7.4%	9.9%	10.5%	19.8%	11.1%	11.1%	29.0%	1.2%
	50歳代	14.6%	10.7%	17.4%	14.6%	7.9%	6.7%	28.1%	0.0%
	60歳代	15.9%	12.8%	12.3%	16.4%	6.7%	4.6%	29.7%	1.5%
	70歳代以上	18.2%	10.5%	9.6%	12.0%	6.2%	6.2%	34.9%	2.4%

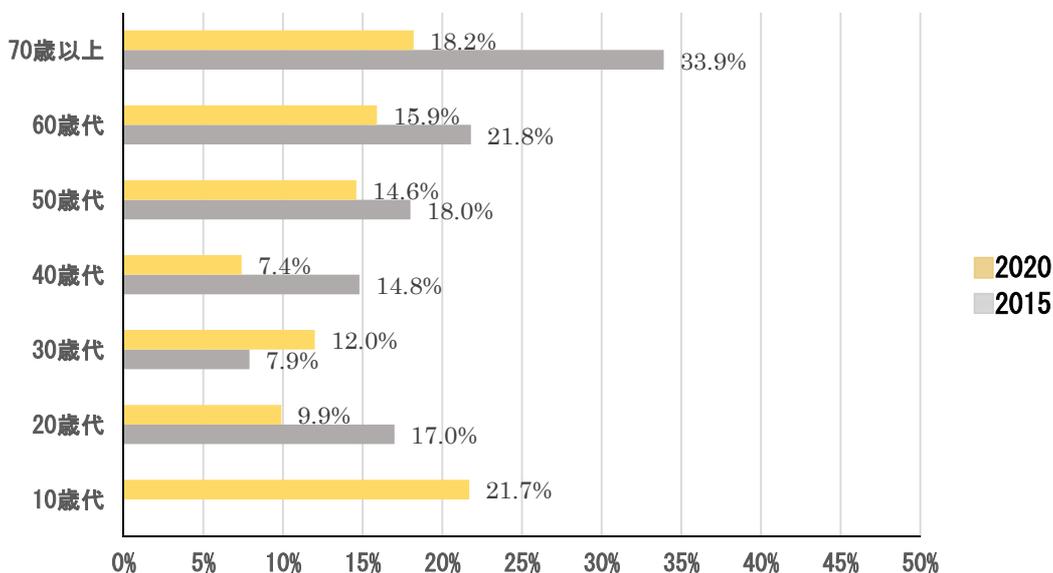
③ スポーツと高齢者に関わる状況

本市における高齢者のスポーツ実施率について、週3日以上実施している人の割合をみると、前回調査時と同様に70歳以上が最も高く、次いで60歳代と続いています。

また、スポーツに対する意識も60歳代・70歳代は「必要である」、「ある程度必要である」と回答している割合が他の年代と比較し多い傾向にあり、スポーツや運動に対して意識の高い年代であることが伺えます。

高齢化が進んでいく中で、いつまでも健康的な生活が送れるよう、体操やストレッチ、ウォーキングなどといった身近で気軽に行えるスポーツや運動を通して、高いスポーツ実施率を維持させていく必要があります。

【年代別週3日以上スポーツや運動を実施した割合（市民アンケートより）】



【スポーツや運動の必要性について（市民アンケートより）】

		必要である	ある程度必要である	あまり必要でない	必要でない	わからない	無効無回答
全体		41.9%	45.3%	4.3%	2.3%	6.0%	0.2%
性別	男性	51.3%	36.9%	3.4%	2.9%	5.4%	0.0%
	女性	35.3%	51.5%	4.3%	1.2%	7.5%	0.2%
年齢	10歳代	47.8%	39.1%	0.0%	0.0%	13.0%	0.0%
	20歳代	36.9%	46.8%	4.5%	2.7%	9.0%	0.0%
	30歳代	36.5%	50.3%	6.0%	1.8%	5.4%	0.0%
	40歳代	47.5%	42.0%	3.7%	2.5%	4.3%	0.0%
	50歳代	45.5%	43.3%	3.9%	2.2%	5.1%	0.0%
	60歳代	43.1%	47.2%	3.1%	2.1%	4.6%	0.0%
	70歳以上	40.7%	44.0%	4.8%	2.9%	7.2%	0.5%

4 スポーツと障がい者に関わる状況

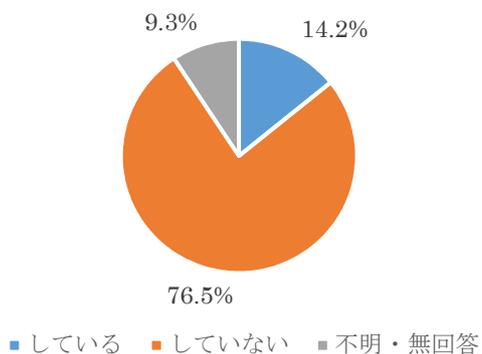
市社会福祉課が令和2年度に行ったアンケート結果によると、障がい者の方でスポーツや運動を「している」と回答した人は14.2%でした。

しかし、「している」と答えた人の週1回以上実施している人の割合を見てみると、74.4%となっており、障がいの程度などによりスポーツや運動を行うことが難しい一方で、リハビリなどを通じて頻繁に運動を行っている方もいることがわかります。

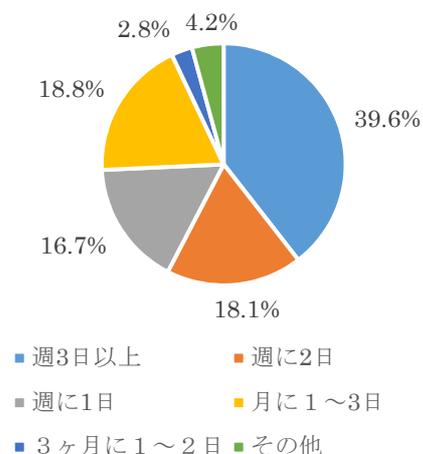
また、市民アンケートの結果から障がい者スポーツの認知度を見てみると、多くの競技が前回調査時を上回っています。特に、市でも講習会を開催している「ボッチャ」の認知度は大きく増加しています。

障がい者にとってスポーツや運動とは、機能回復や障がいの軽減など生活を送るうえで重要なものになります。障がい者スポーツを支えていくためにも、障がい者などが取り組みやすい「ボッチャ」などのニュースポーツの周知を引き続き行っていく必要があります。

【障がい者のスポーツや運動の実施率】

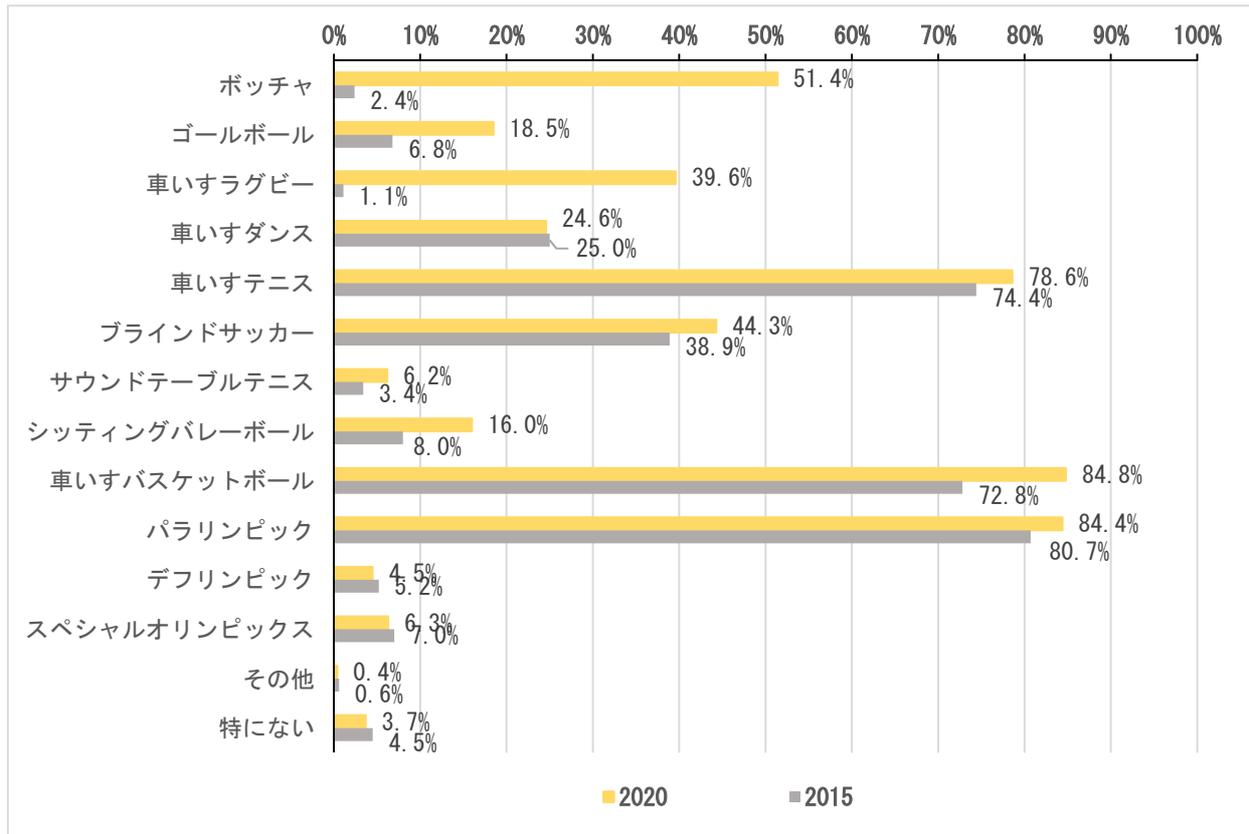


【障がい者で実施している人の頻度】



市社会福祉課調査より

【障がい者スポーツ用語の認知度（市民アンケートより）】



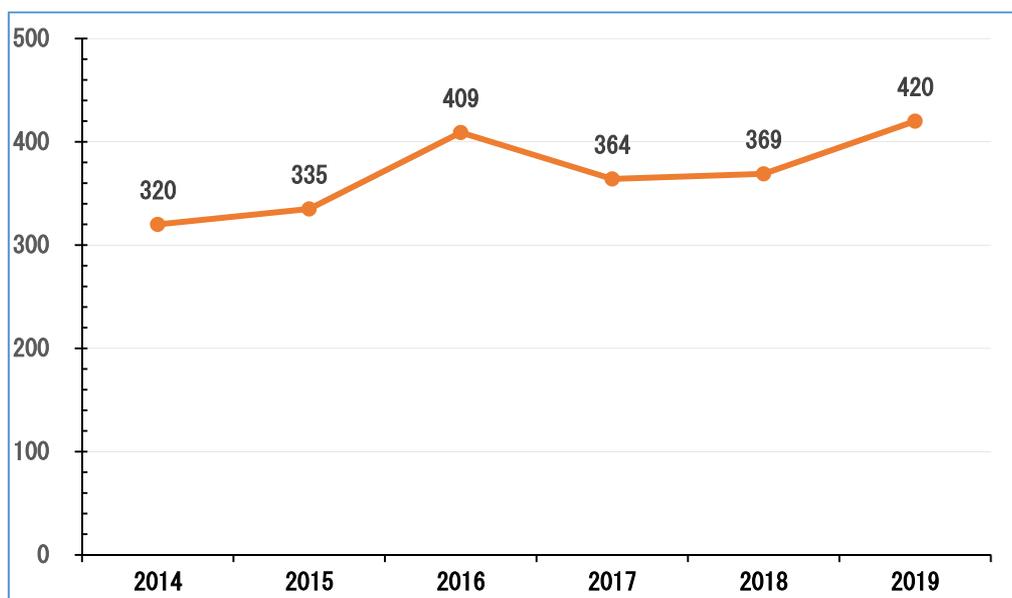
5 総合型地域スポーツクラブに関わる状況

総合型地域スポーツクラブ（以下、「スポーツクラブ」）は計画策定時の3団体から1団体増え、現在4団体となっています。加入状況についても、令和元年（2019年）度末時点で420人となっており、計画策定時（2014年）の320人から100名増加しています。

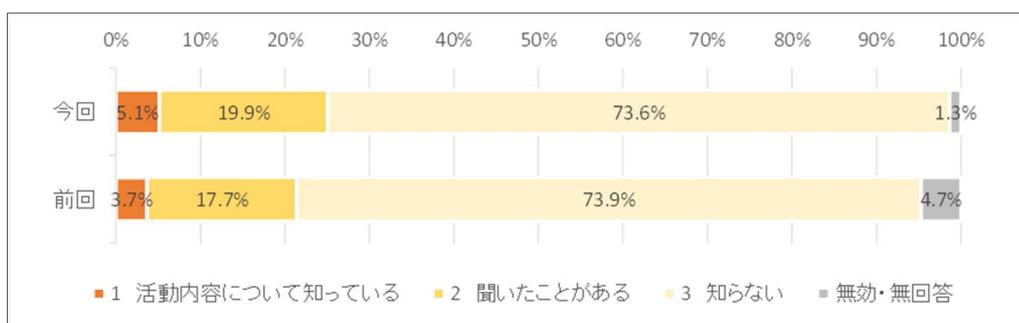
しかし、総合型地域スポーツクラブの認知度は、市民アンケートの結果から「活動内容について知っている」と「聞いたことがある」を合わせても25%となっており、前回調査時の21.4%から3.6%増加していますが、認知度は依然として低い状況にあります。また、認知度を地域別で見ると、スポーツクラブがない藤原地域や足尾地域は特に低くなっています。

スポーツクラブに対する市民の理解促進と認知度向上のため、毎年度行っている市広報誌での活動内容等の周知を継続していくとともに、スポーツクラブが設立されていない地域での活動による加入促進などスポーツクラブが持続的な活動を行えるように支援を行っていく必要があります。

【総合型地域スポーツクラブ会員数の推移】



【総合型スポーツクラブの認知度（市民アンケートより）】



第4節 スポーツと施設に関わる状況

1) スポーツ施設の状況

現在市内で利用可能な市有スポーツ施設は下表のとおりです。

施設の大半が建設から相当数経過しているため、市の財政状況や「日光市公共施設マネジメント計画」と調整を図りながら、定期的な点検や適正な施設の維持管理・運営を行っていく必要があります。

【市有スポーツ施設名称と施設内容】

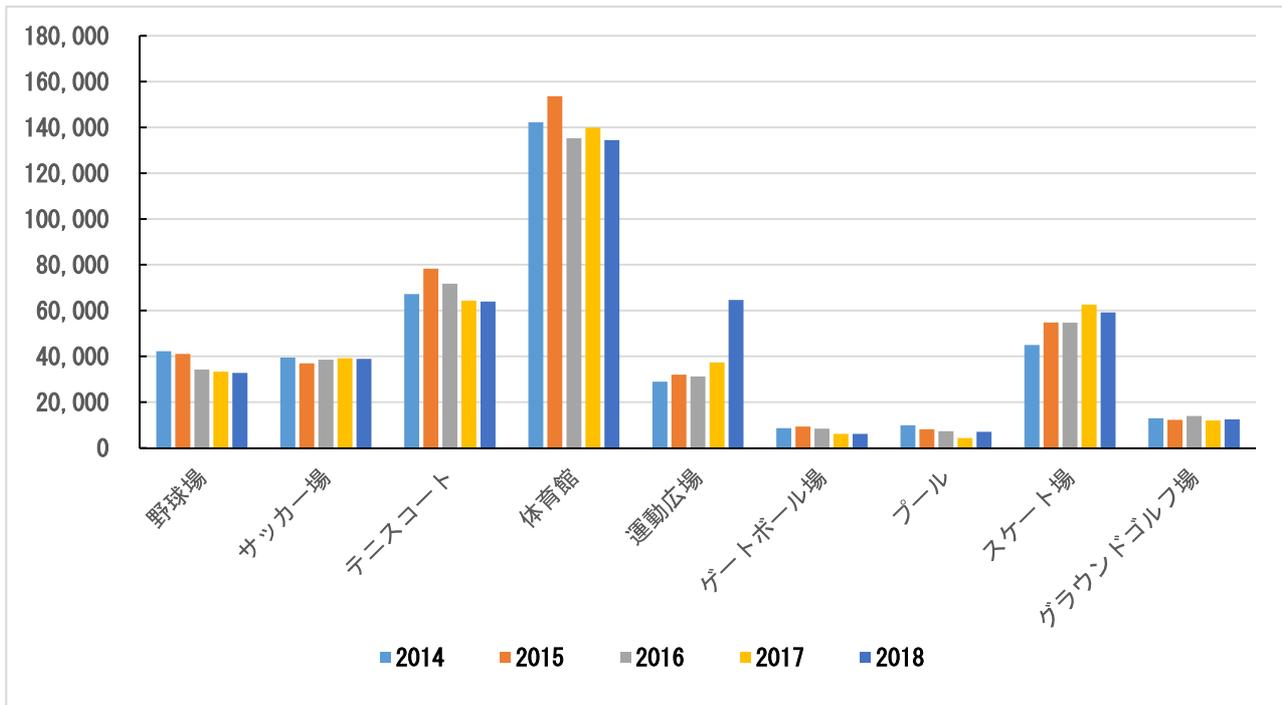
地域名	施設名称	施設内容
今市地域	今市運動公園	野球場、サッカー場、ゲートボール場、運動広場、体育センター
	丸山公園	野球場、サッカー場(人工芝)、テニスコート、運動広場、屋外プール、スケートボード場
	大谷川グリーンパーク	サッカー場、グラウンドゴルフ場
	落合運動公園	野球場、ゲートボール場、テニスコート、体育館
	豊岡運動公園	野球場、ゲートボール場、テニスコート、体育館
	塩野室運動公園	野球場兼サッカー場、ゲートボール場、テニスコート
	大沢体育館	体育館、トレーニング室
	日光市ホッケー場	ホッケー場(人工芝)
日光地域	日光運動公園	野球場、スポーツ広場(トラック、野球、サッカー)、テニスコート、ゴルフ場
	日光体育館	体育館、柔道場
	清滝体育館	体育館
	細尾ドームリンク	アイスホッケーリンク
	霧降スケートセンター	400m屋外スケートリンク
藤原地域	藤原運動公園	多目的広場(野球、サッカー、その他)、テニスコート
	藤原運動場	多目的広場(野球)、ゲートボール場
	鬼怒川レジャー公園	ゲートボール場、テニスコート
	下原運動場	野球場、弓道場(屋外)
	中岩河川公園	多目的広場
足尾地域	足尾中央グラウンド	野球場、ゲートボール場
	足尾向原テニスコート	テニスコート
	足尾市民センター	体育室
栗山地域	栗山運動場	多目的広場(陸上、サッカー)
	湯西川体験農業交流センター	体育館
	西川運動場	サッカー(人工芝)

2 スポーツ施設の利用状況

市内のスポーツ施設の利用者数は、各年度とも多少の増減はあるものの、ほぼ同じような利用者数で推移している状況です。施設別では、計画策定時（2014年）と変わらず体育館とテニスコートの利用状況が特に多くなっています。

こうした状況を踏まえ、引き続き利用者のニーズに応じた整備を検討していく必要があります。

【年度別施設利用者数】

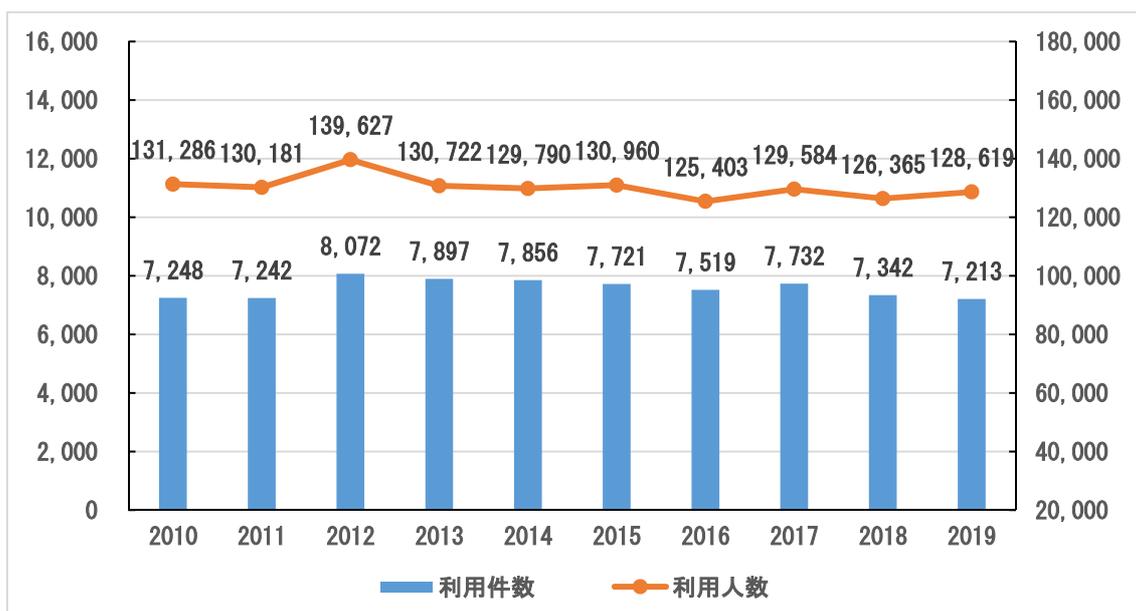


3 学校施設開放事業の利用状況

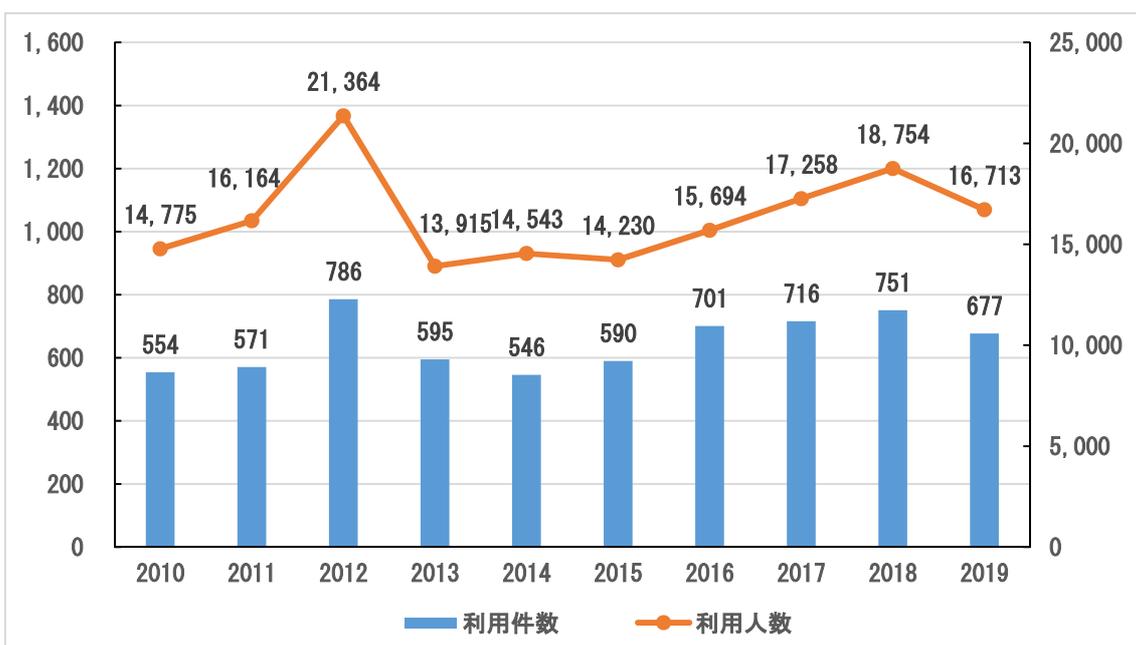
学校施設開放事業は、地域の生涯スポーツ振興のために、市内小中学校の体育館等を学校教育に支障のない範囲で開放しているものです。体育館の利用は多少の増減はあるものの、利用件数、利用人数とも、計画策定時（2014年）からほぼ横ばいで推移しています。一方、ナイター施設は令和元年度に減少しているものの、計画策定時（2014年）以降の利用件数、利用人数は増加傾向が見られました。

学校施設は市民にとって身近なスポーツ施設になりますので、引き続き利用しやすい環境の提供を図っていく必要があります。

【学校体育施設（体育館）の利用状況の推移】



【学校体育施設（ナイター）の利用状況の推移】

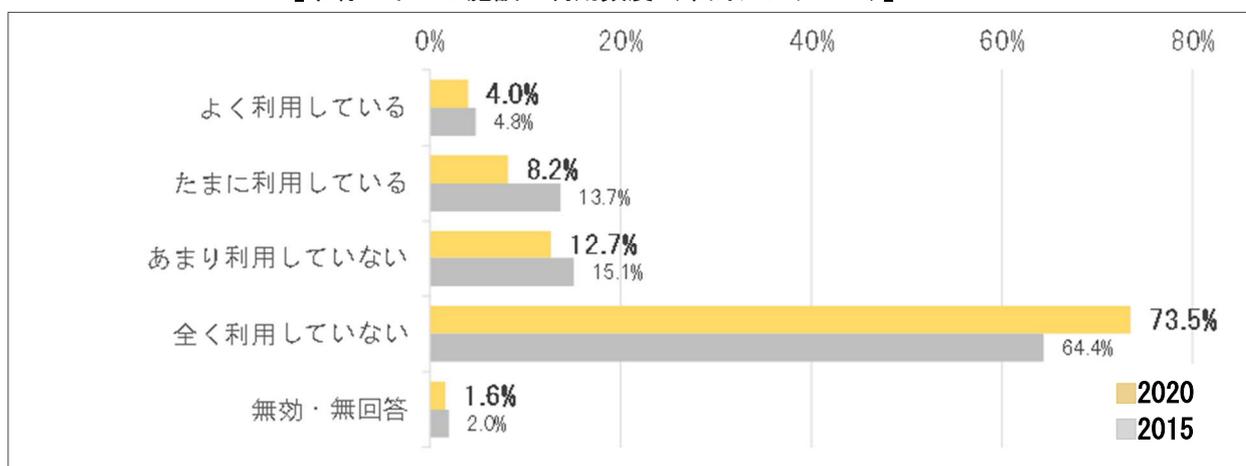


4 施設の整備・充実に対するニーズ

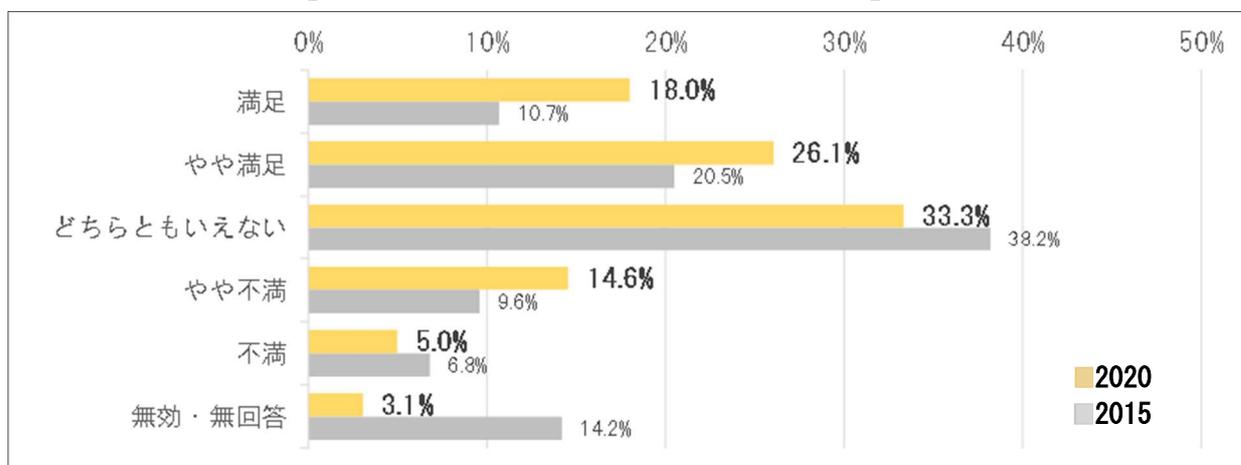
市民アンケートの結果から、公共スポーツ施設を利用している人の割合は「よく利用している」から「あまり利用していない」までを合わせると24.9%になり、前回調査時の33.6%から8.7%減少しています。新型コロナウイルス感染症の影響で施設が休業したことも影響し、利用している人の割合は減少し、「全く利用していない」人の割合が増加する結果となっています。

また、利用者の満足度をみると、「満足」と「やや満足」の合計は44.1%となり、前回調査時の31.2%を12.9%も上回っています。しかし、「不満」と「やや不満」の合計も19.6%と前回調査時の16.4%から3.5%増加しています。不満とする理由は前回調査時と同様「施設の設備が不十分」がトップとなっており、スポーツ環境の整備・充実が引き続き課題となっています。

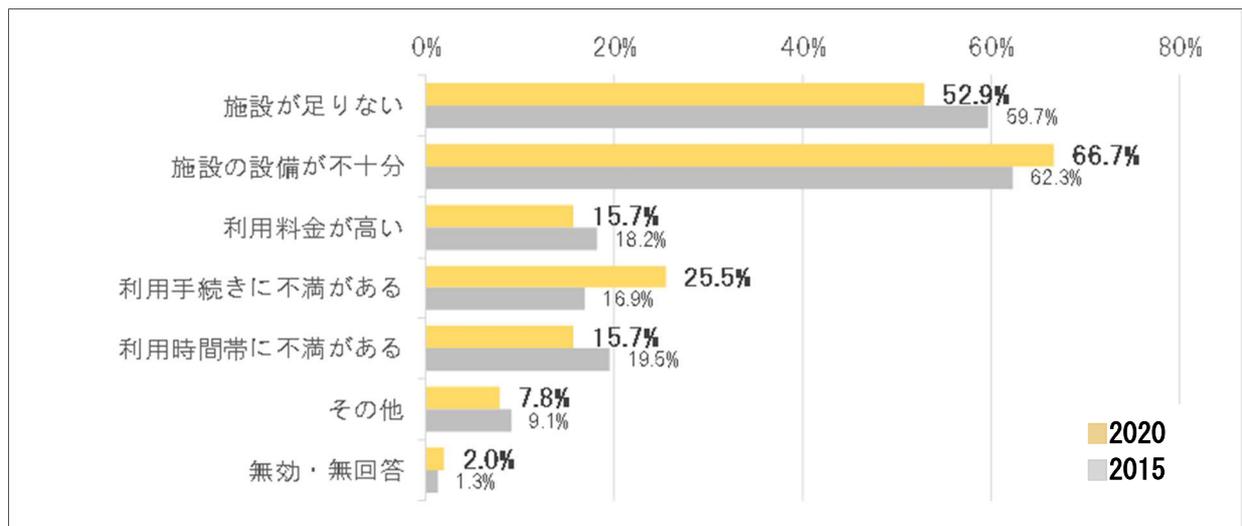
【市有スポーツ施設の利用頻度（市民アンケート）】



【市有スポーツ施設の満足度（市民アンケート）】



【市有スポーツ施設の不満点（市民アンケート）】

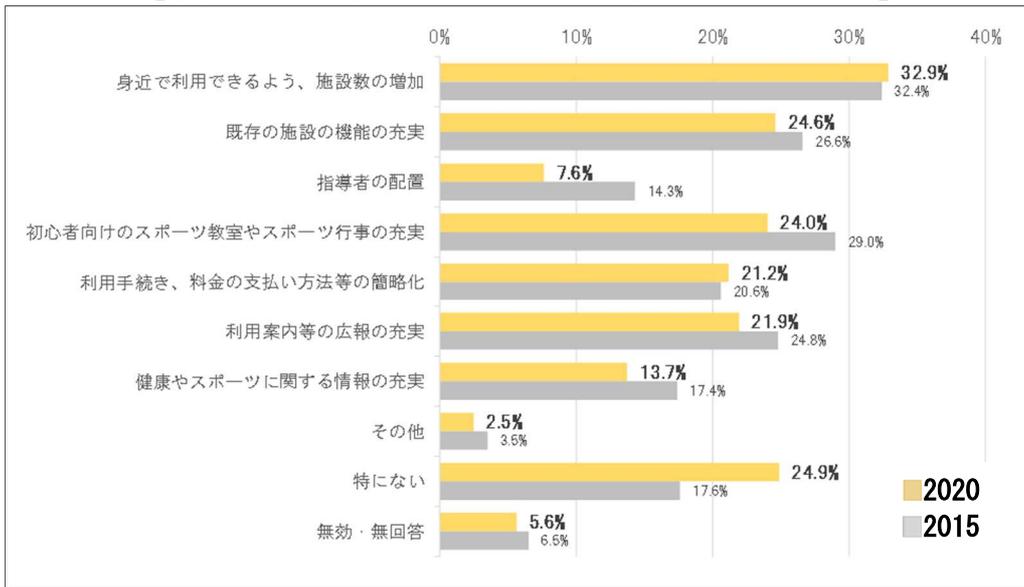


5 スポーツ環境施策に対する要望

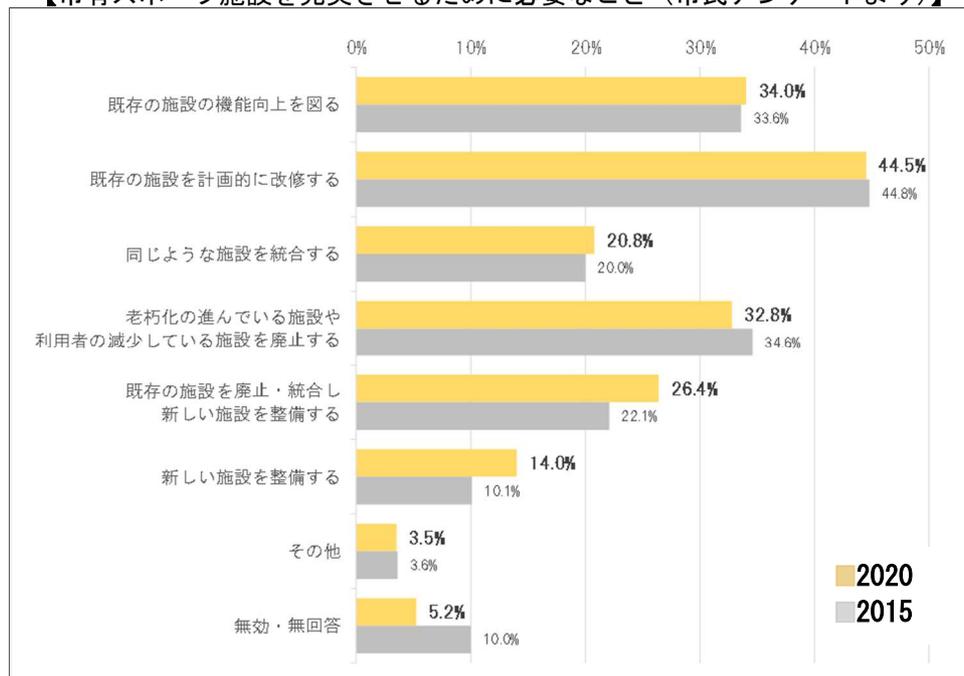
市民が求めるスポーツ環境の充実に向け市が取り組むべき施策については、前回調査時と変わらず「身近で利用できるよう、施設数の増加」が最も多く、次いで「既存施設の機能の充実」、「初心者向けのスポーツ教室やスポーツ行事の充実」となっています。

また、施設の維持管理についても、前回調査時と変わらず「既存の施設を計画的に改修する」が最も多く、次いで「既存の施設の機能向上を図る」、「老朽化の進んでいる施設や利用者の減少している施設を廃止する」となっており、限られた予算の中での施設の充実に図るための工夫や努力が引き続き求められています。

【市有スポーツ施設に対して望むこと（市民アンケートより）】



【市有スポーツ施設を充実させるために必要なこと（市民アンケートより）】



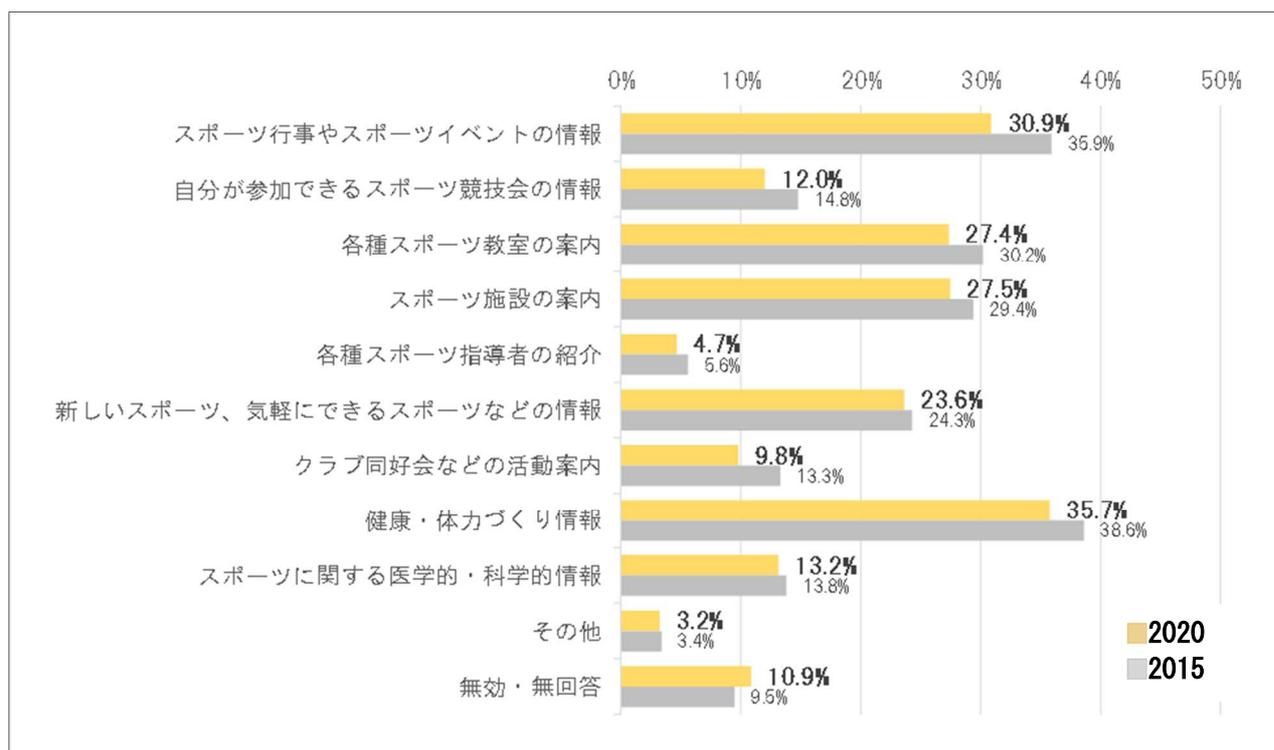
第5節 スポーツと情報に関わる状況

市民アンケートの結果から、市民が欲しいと思う情報で最も多かったものは、前回調査時と同様「健康・体力づくり情報」となっています。また、前回調査時は4番目だった「スポーツ施設の案内」は、新型コロナウイルス感染症対策に伴うスポーツ施設の休館情報の取得などの影響もあり、今回3番目に多い結果となっています。

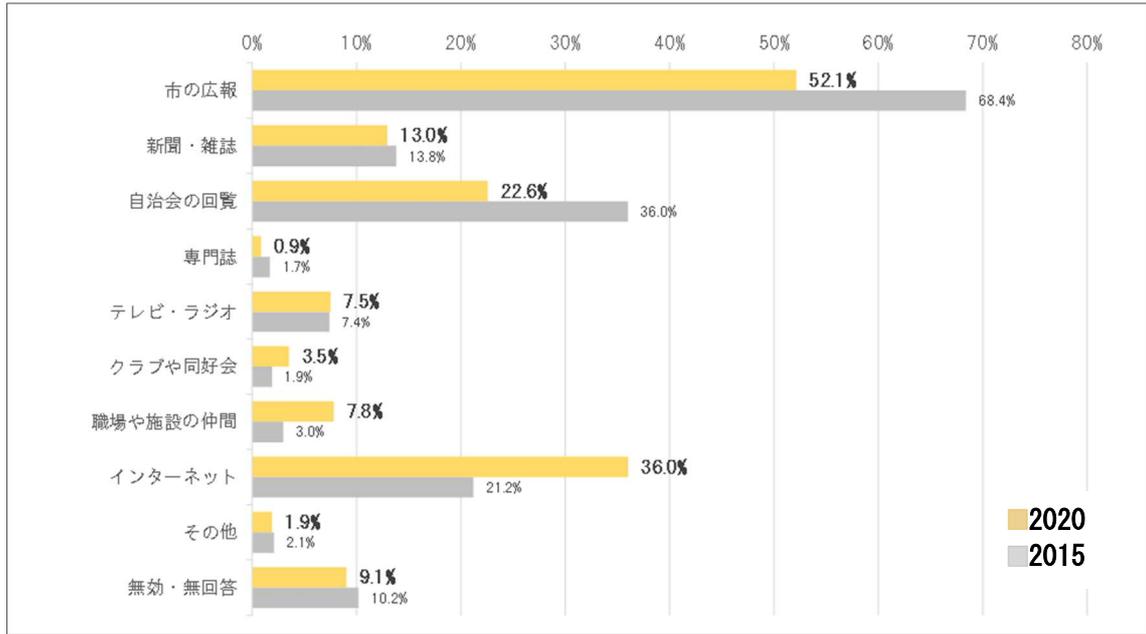
このような情報を得る手段は、前回調査時と同様「市の広報」が52.1%と最も多くなっています。しかし、スマートフォンやタブレット端末、SNSの普及により、「インターネット」による情報の取得が前回調査時より大幅に伸びています。また、自身の健康管理や健康増進のツールとして、スマートフォンなど携帯端末で利用できるアプリケーションの利用も増えています。

こうしたことから、従来の市の広報のような紙媒体に加え、市ホームページやSNSといったインターネットによる周知を積極的に行っていく必要があります。

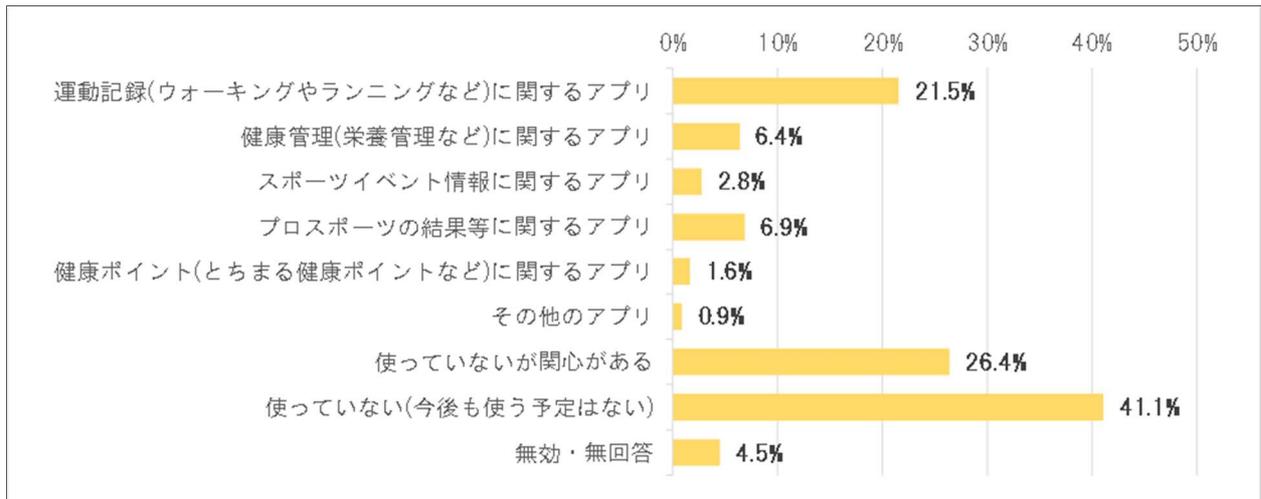
【スポーツや運動について望む情報（市民アンケートより）】



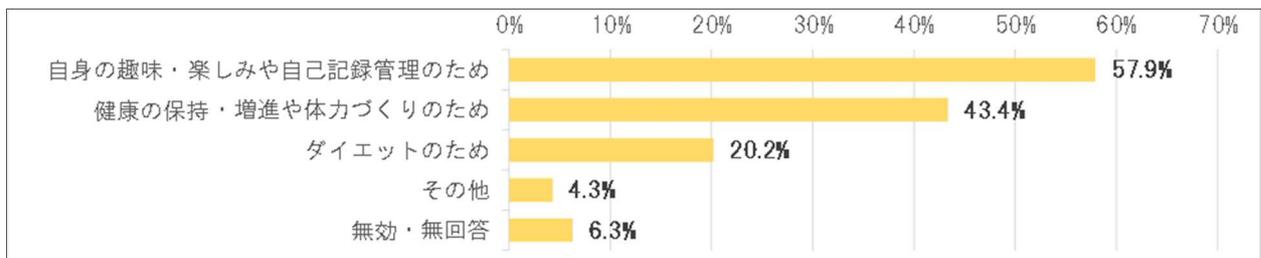
【情報の取得方法（市民アンケートより）】



【スポーツや運動に関するアプリの利用状況（市民アンケートより）】



【スポーツや運動に関するアプリの利用目的（市民アンケートより）】



第6節 「する」スポーツの現状と課題

市民アンケートによると、1年間に行ったスポーツや運動は「ストレッチ」、「ラジオ体操・テレビ体操」、「散歩」、「ウォーキング」となっており、前回調査時と同様に身近な場所で気軽に行うことができる種目に人気が集まっています。また、今回の調査では、屋内種目の伸びが著しく、コロナ禍での外出自粛等で屋内でのスポーツ・運動を行わざるを得ない環境が影響したものと考えられます。

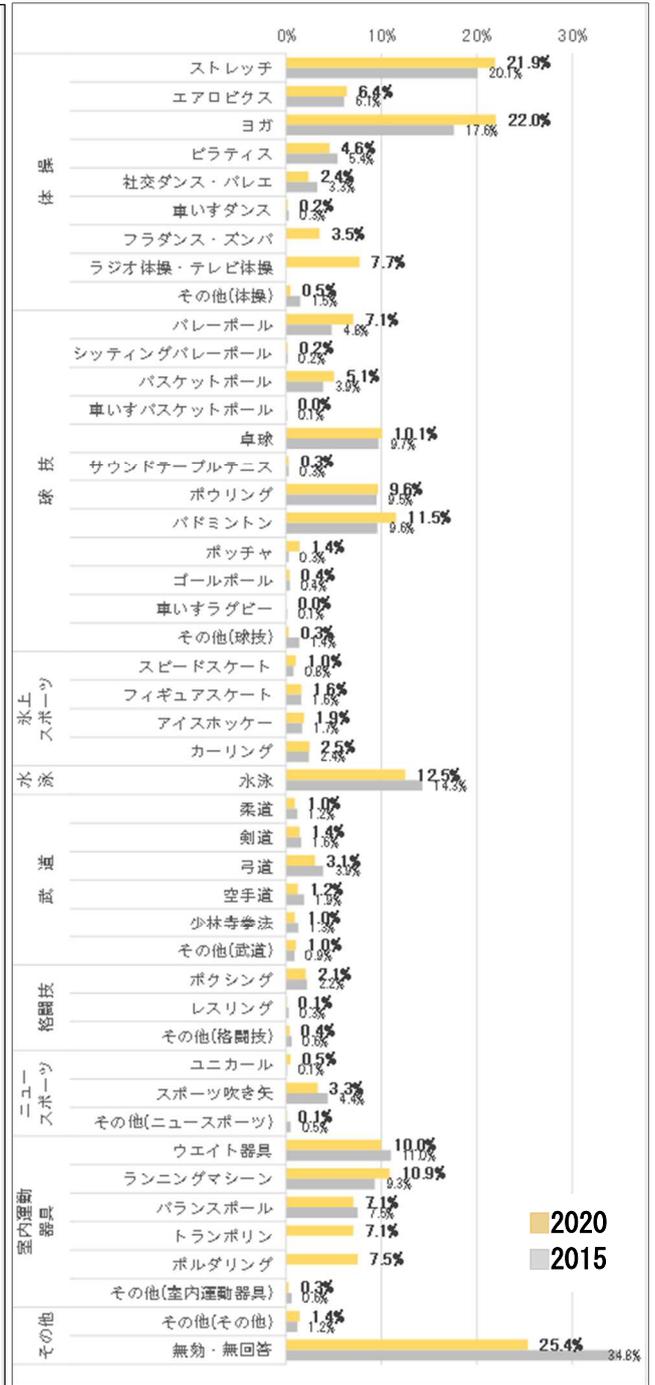
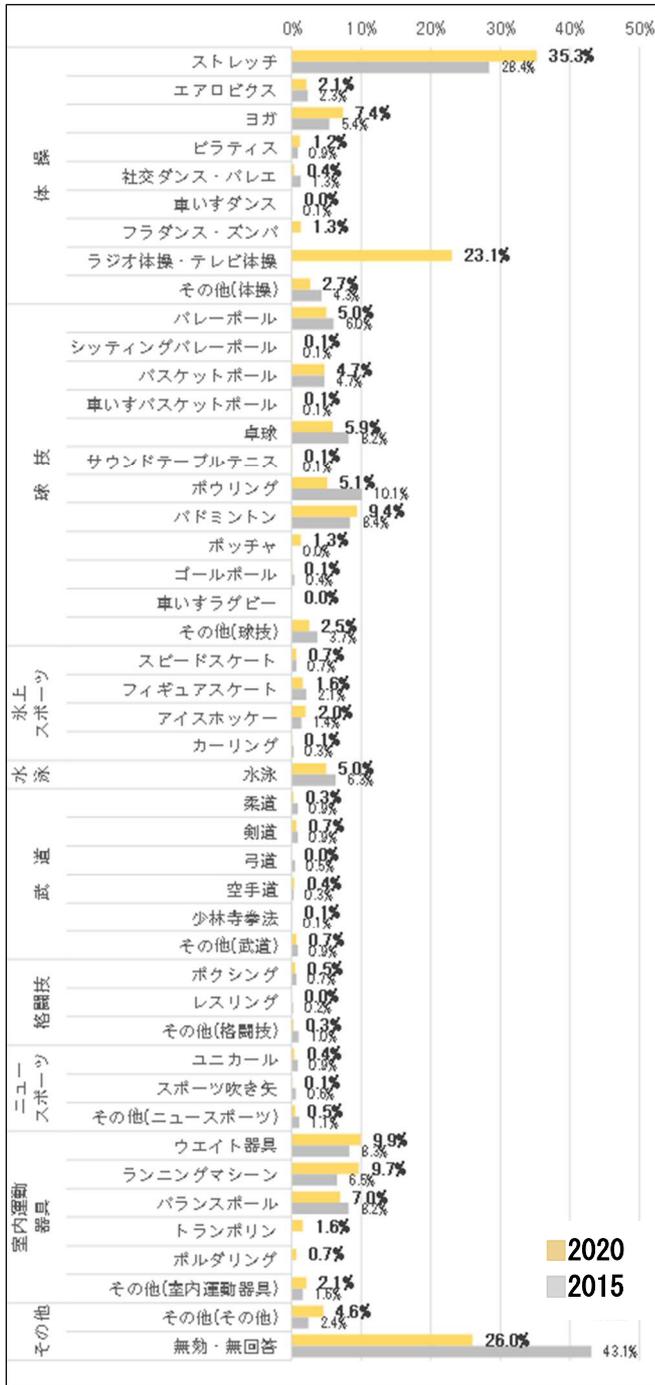
一方でスポーツや運動をしなかった人は、前回調査時の7.4%から28.9%と大きく増加しており、理由で最も多かったものは「仕事や家事・育児が忙しくて時間がないから」となっており、前回調査時から14.2%増加しています。この回答を選択している人の多くは、性別では男性よりも女性、年齢別では「30歳代」「40歳代」となっており、女性や働き盛り・子育て世代の運動機会の創出が課題となっています。また、地域に目を向けると、「身近なところに運動できる場所や施設がないから」と理由でスポーツや運動をできなかったと回答した人が足尾地域や栗山地域で多いことから、学校体育施設開放事業や公民館等で実施している各種教室の利用推進を図っていく必要があります。

コロナ禍におけるスポーツや運動の環境変化については、日頃の運動内容や運動頻度などから「特に変化はなかった」と回答している人が最も多くなっている一方で、25.3%以上の人が「スポーツ活動や運動を行う機会が減った」と回答しており、4分の1以上の人がコロナ禍において外出自粛やスポーツ施設の休館などによる運動機会の減少を感じていたこととなります。また、この回答をしている多くは、部活動や体育授業の自粛等が行われた10歳代となっています。

新型コロナウイルス感染症のまん延が長期化する中で、国が提唱する「新しい生活様式」に合わせたスポーツ活動を推進していく必要があります。

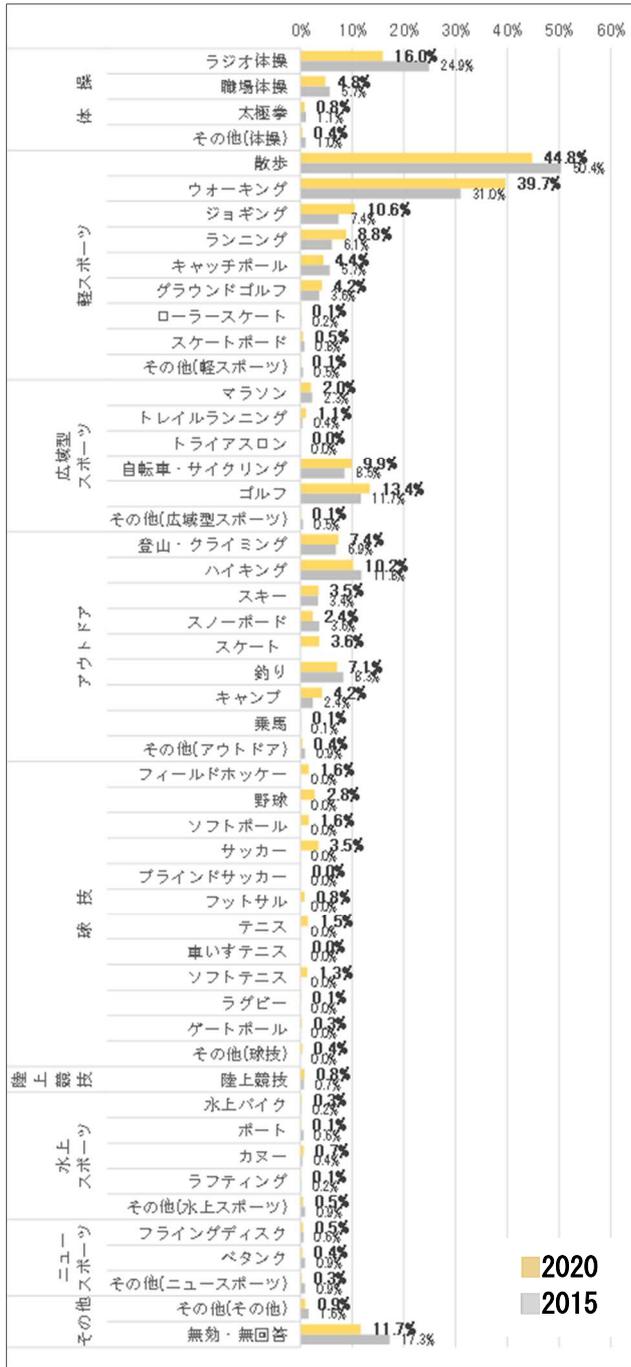
【1年間に行ったスポーツ（屋内）】

【今後行ってみたいスポーツ（屋内）】

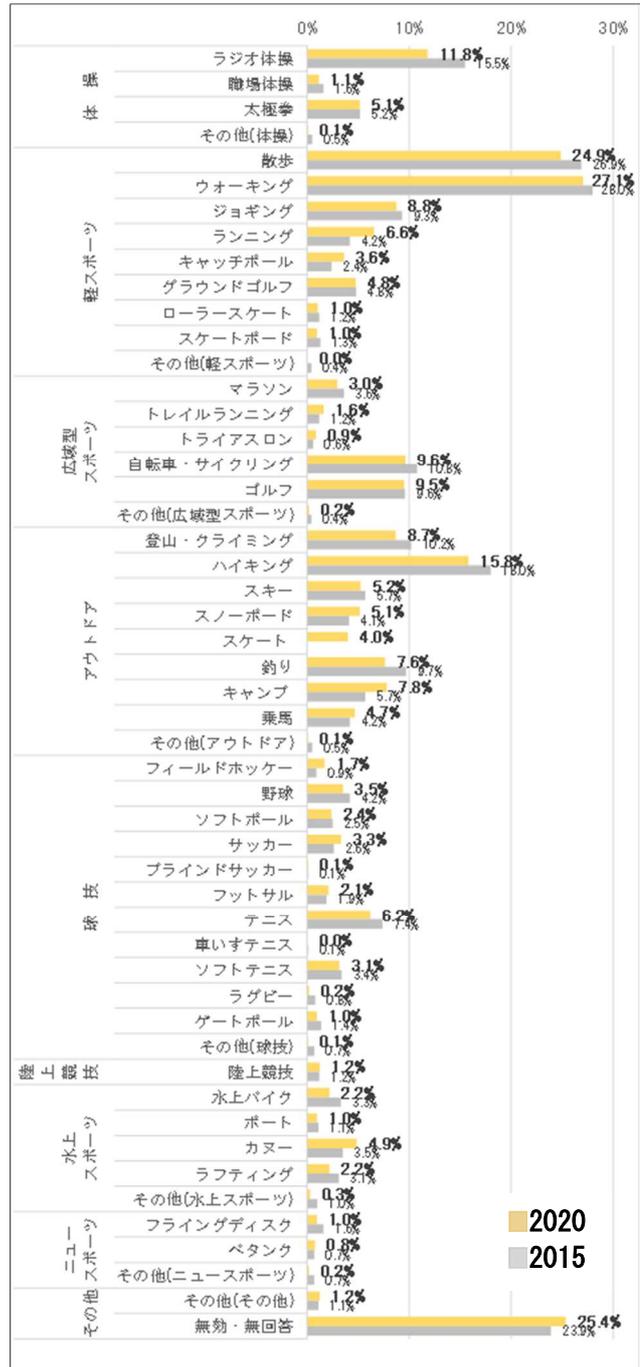


市民アンケートより

【1年間に行ったスポーツ（屋外）】

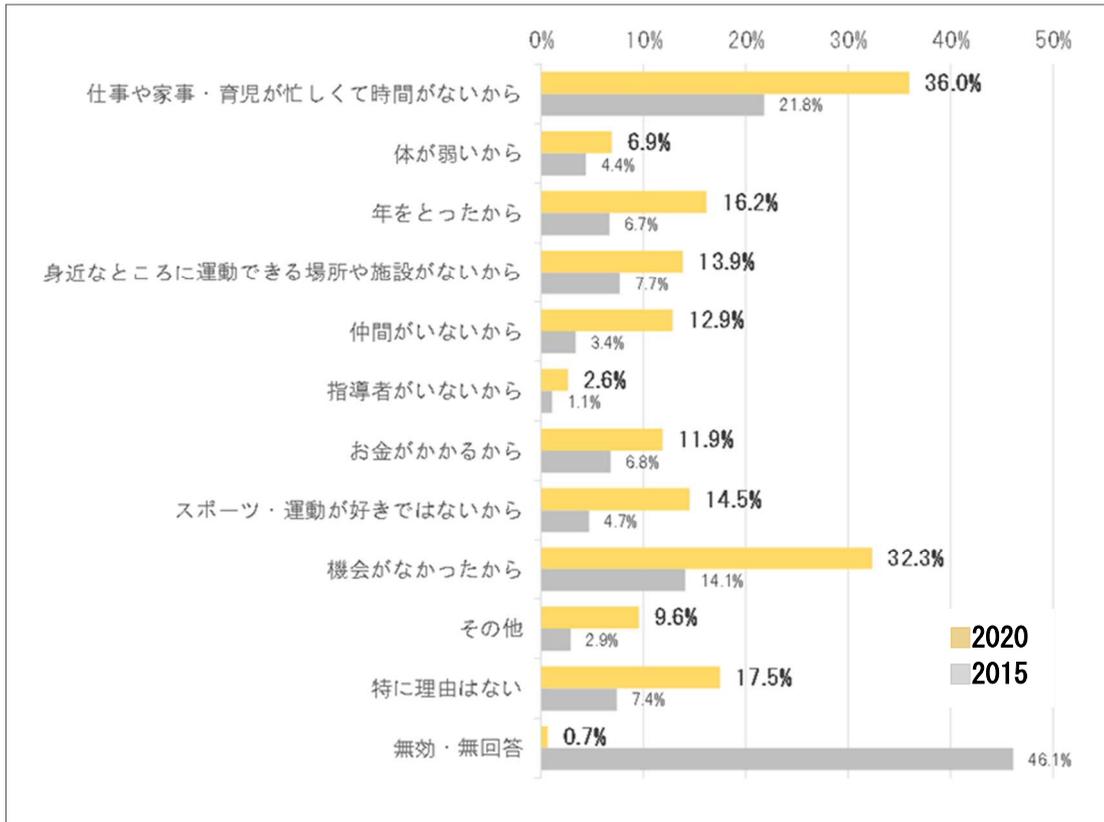


【今後行ってみたいスポーツ（屋外）】

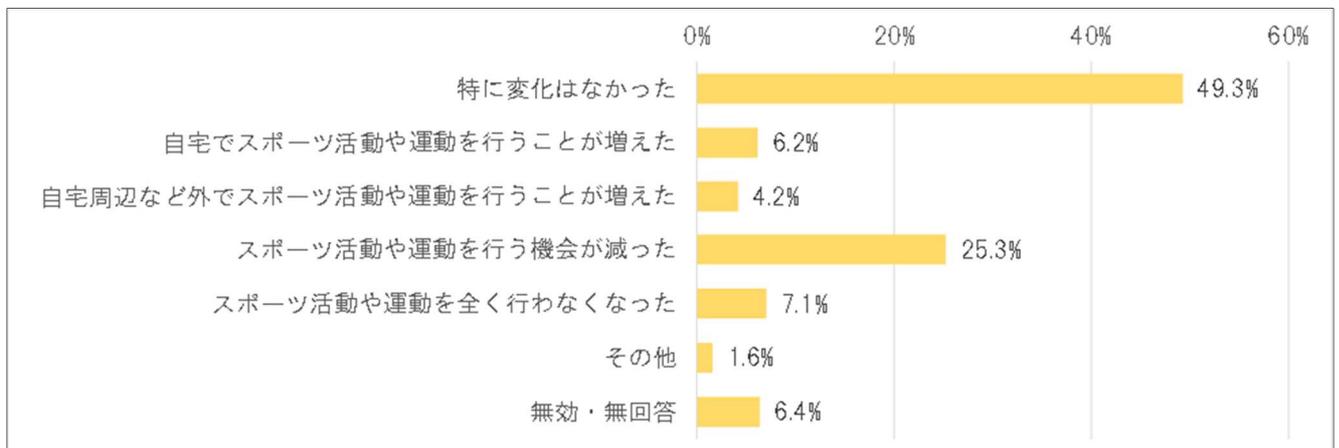


市民アンケートより

【スポーツや運動をしなかった理由（市民アンケートより）】



【新型コロナウイルス感染症の影響（市民アンケートより）】



第7節 「観る」スポーツの現状と課題

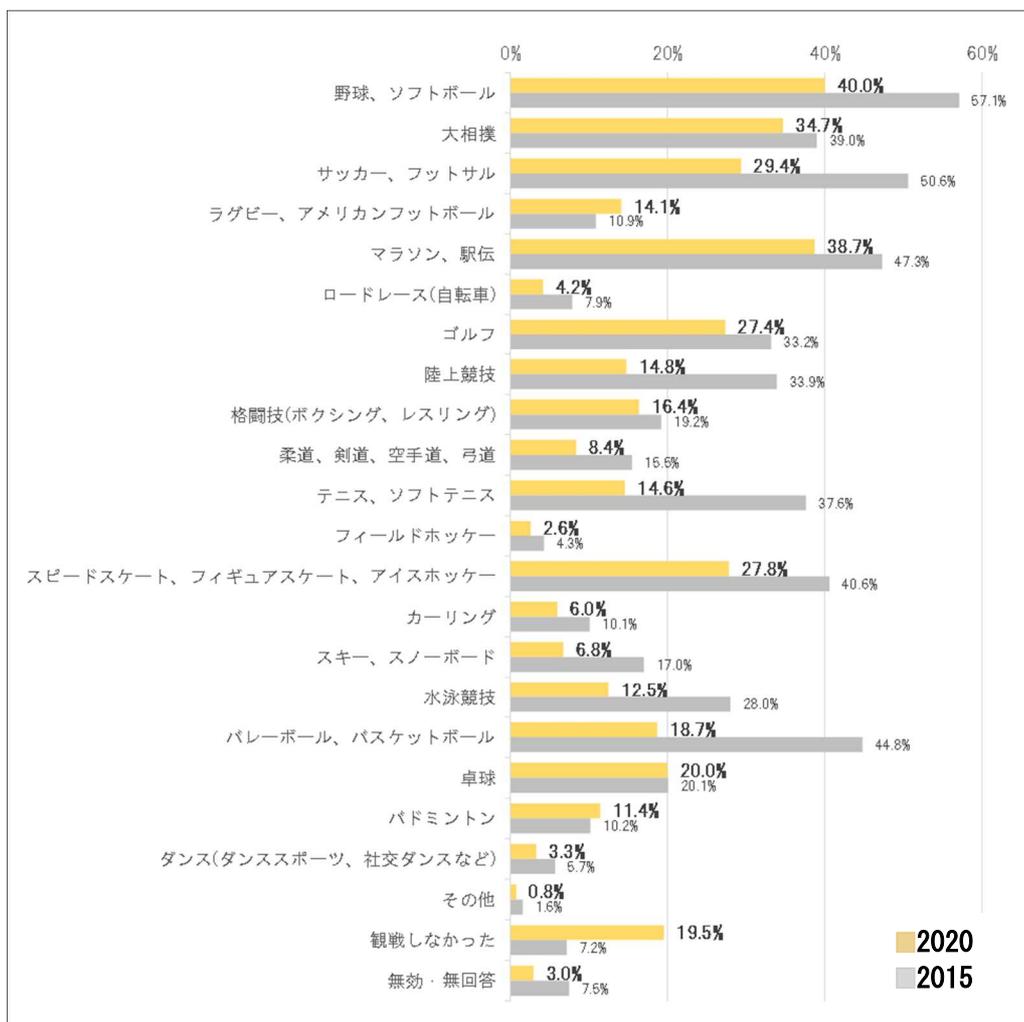
この1年間におけるスポーツ観戦の状況は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、全体的に観戦機会が減少し、前回調査時よりも「観戦しなかった」が大幅に増えています。

しかし、スポーツを観戦した人の多くは「感動した」、「気分転換ができた、ストレスが解消した」、「次回も観戦したいと思った」、「元気が出た」と答えており、スポーツを観ることによって一定のメリットがあることがわかります。

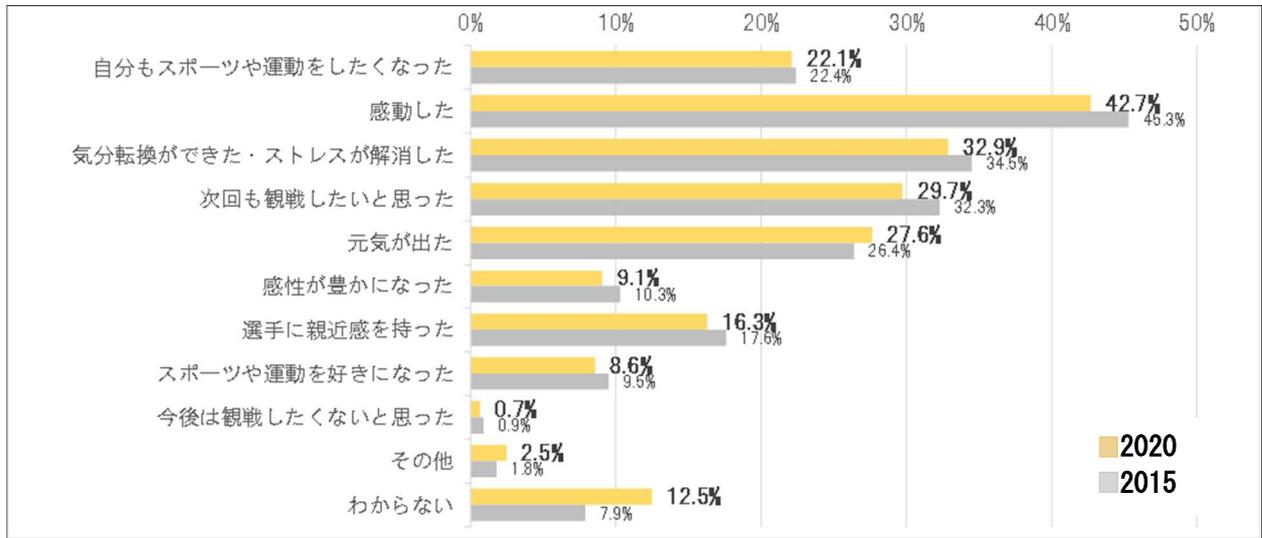
また、本市には地域と密着して活動しているプロスポーツチームや日本のトップリーグに所属するチームの拠点があります。しかし、前回調査時と同様にすべてのチームで観戦経験なしが最も多い状況にあります。

スポーツを観戦することで得られるメリットを享受し、市内を拠点として活動するトップスポーツチームを支援していくためにも、気軽に足を運んでもらえるような環境づくりへの取り組みを行っていく必要があります。

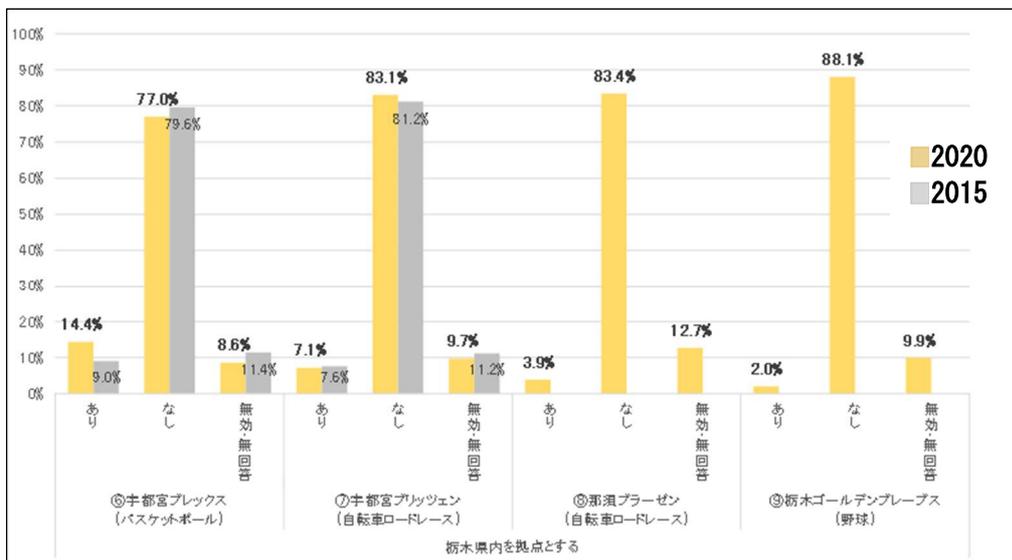
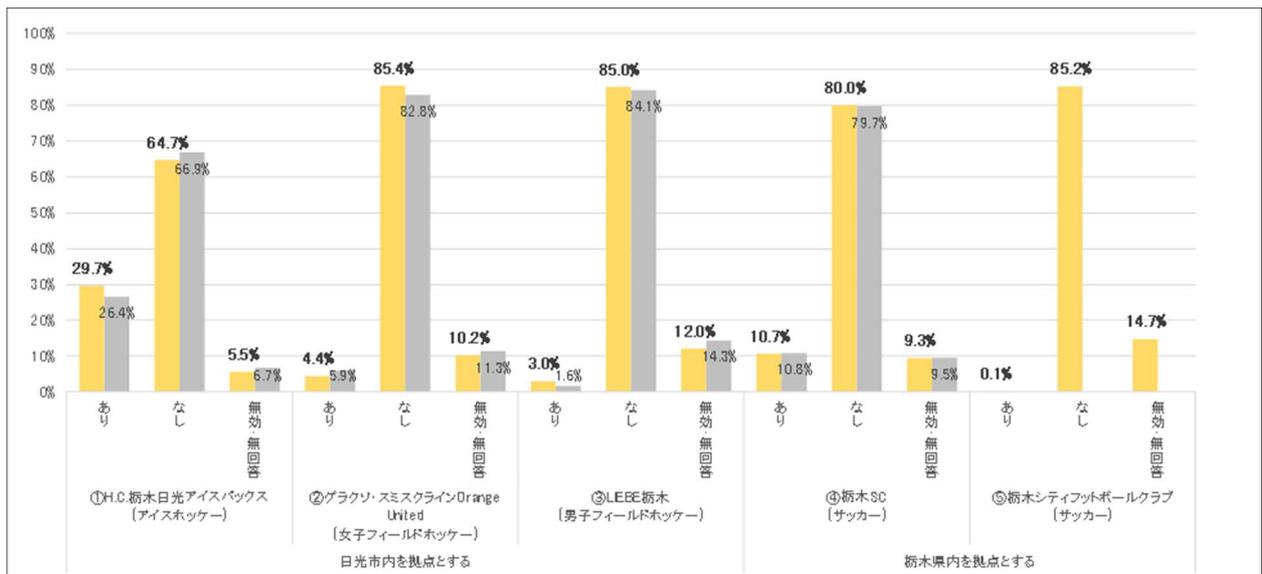
【この1年間に観戦したスポーツ（市民アンケートより）】



【スポーツを観戦して感じたこと（市民アンケートより）】



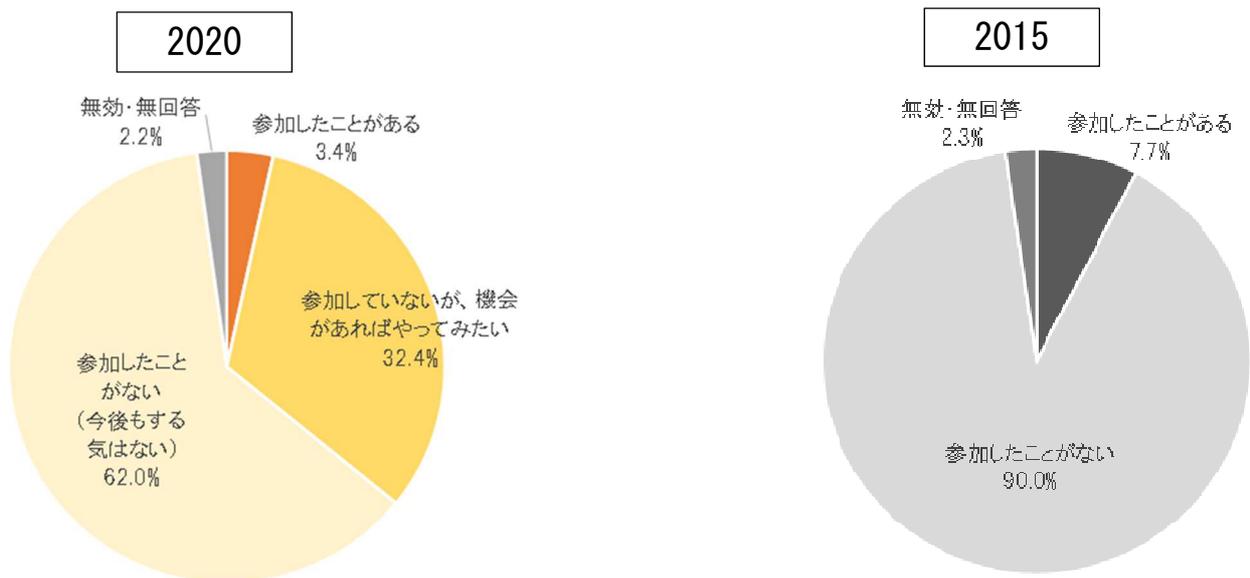
【県内のプロ・トップスポーツなどで観戦経験のあるチーム（市民アンケートより）】



第8節 「支える」スポーツの現状と課題

市民アンケートによると、1年間にスポーツボランティアといった「支えるスポーツ」に参加した人の割合は、3.4%と前回調査時の7.7%より少ない状況です。しかし、「参加していないが機会があればやってみたい」と回答している人の割合は32.4%と、スポーツボランティアに関心がある人もいることから、今後も市民スポーツを支えるうえで計画的・長期的にスポーツボランティアを育成していく必要があります。

【スポーツボランティアへの参加経験（市民アンケートより）】



第9節 数値目標の達成状況

本計画では、4つの基本施策のもとに12の施策を設け40の取組をこれまで取り組んできました。そのうち5つに令和2年度を目標年度とした数値目標が設定されています。その結果は以下のとおりとなります。なお、学校開放事業とスポーツ施設の年間延べ利用者数については、新型コロナウイルス感染症の影響により例年より減少が著しいことから、参考値として令和元年度の数値も記載しました。

目標達成は、「中学校部活動の外部指導者派遣人数」のみとなってしまいました。原因として、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症に伴う、外出自粛やスポーツイベントの中止、体育施設の休業が大きく影響していると思われます。

目標を達成した指標については、新たな数値目標を設定しますが、達成できなかった指標については、「目標(R2)」の数値目標を継続し施策の推進を行ってまいります。また、指標のうち「ホームタウンチームの試合観戦率」は数値の把握が困難なため、今後は「ホームタウンチームの認知度」に指標を変更します。

指 標	現 状 (H26)	目 標 (R2)	R2 実績
総合型地域スポーツクラブ 会員の確保	320人	500人	420人
学校開放事業の利用促進	144,333人	150,000人	98,372人 (145,332人)
中学校部活動の外部指導者 派遣人数	5人	10人	11人
ホームタウンチームの試合 観戦率	28.03%	40%	37.1%
スポーツ施設年間延べ利用者数	492,284人	514,000人	270,682人 (441,267人)

() 内の数値は令和元年度実績

第10節 本市スポーツ推進上の課題

これまでに述べた現状から以下のとおり課題を整理しました。

1. 各ライフステージにおける課題

(1) 子ども期における課題

新体力テストの結果から、小学生においては計画策定時の数値を上回る項目が少なくなっており、子どもの体力低下は依然として進んでいる状況です。また、スポーツや運動の活動状況についても、中学校部活動は減少傾向から改善されている一方で、スポーツ少年団は減少しているため、子どもがスポーツや運動に親しむ機会の提供をしていくことが課題となります。

(2) 成人期における課題

成人期をみると、他の年代に比べスポーツ実施率が低く、「仕事や家事・育児が忙しくて時間がないから」という理由からスポーツや運動を行っていない20歳代から40歳代の子育て・働き盛り世代の人たちが、気軽にスポーツができる環境づくりを行い、スポーツ実施率の底上げを図っていく必要があります。

(3) 高齢者・障がい者における課題

計画策定時から本市高齢者のスポーツ実施率は高い傾向にあります。高齢化がより一層進展していくことが見込まれる中で、年を重ねてもいつまでも健康的な生活が送れるよう、身近に取り組みやすいスポーツや運動を推進し、スポーツ活動を継続させていくことが課題となります。

また、障がい者にとってはスポーツや運動は機能回復や障がいの軽減といった側面もあり、非常に重要な活動となっています。こうしたことから、障がい者でも取り組みやすいスポーツや運動の推進など環境整備を引き続き行っていく必要があります。

2. 総合型地域スポーツクラブにおける課題

総合型地域スポーツクラブは、地域におけるスポーツ活動を推進していくうえで必要な組織になります。しかし、本市の総合型地域スポーツクラブの認知度は計画策定時と比較し増加しているものの依然として低い状況にあります。活動内容を理解してもらい会員確保につなげるため、現在も市広報誌で活動内容を市民に広く周知していますが、持続的な活動が行えるようこのような支援を継続していく必要があります。

3. スポーツ環境における課題

市民の身近なスポーツ活動の場として、市内には多くの公共スポーツ施設が設置され、学校開放事業も行われています。しかし、施設の多くは設置後相当年数が経過しているものが多いため、利用状況や利用者のニーズに配慮し、「日光市公共施設マネジメント計画」と整合性を図りながら、適正な施設の維持管理・運営を引き続き行っていく必要があります。

また、スポーツに関する情報発信についても、スマートフォンやタブレット型端末が普及しインターネット環境がより身近になっている現状を踏まえ、従来の市広報誌等の紙媒体のほか市ホームページや SNS 等を活用した情報提供を積極的に推進する必要があります。

4. 「する」スポーツにおける課題

コロナ禍もあり、市民アンケートでは、今後行ってみたいスポーツや運動として「ストレッチ」や「ヨガ」、「ウォーキング」など身近で取り組みやすいものが挙げられています。市民のスポーツ参画に対する意識を向上させるためにも、時代や環境の変化に対応したスポーツ施策を行うことが引き続き課題となります。また、令和2年から猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、SNS を活用した動画配信など感染症発生時においても運動機会が得られるような取り組みを検討する必要があります。

5. 「観る」スポーツにおける課題

本市は、市内を拠点として活動するプロスポーツチームや日本トップリーグ所属チームがありますが、こうしたチームの市民の観戦経験は計画策定時と変わらず低いままです。市民アンケートでは、スポーツ観戦により感動や元気を与えられたという回答が多いことから、コロナ禍において移動制限が多い中で、身近にあるチームを観戦し感動を共有できるよう広く市民に周知することが課題となります。

6. 「支える」スポーツにおける課題

スポーツボランティアへの参加は計画策定時より下がっているものの、市民アンケートの結果から興味を持っている人もいることがわかりました。令和4年には栃木県で国民体育大会が開催され、本市も冬季大会でスケート競技、本大会で野球、ホッケー、ボクシングが開催されることから、スポーツボランティアに関する理解を広く市民に周知するとともに、市民スポーツを支えるスポーツボランティアの育成を継続的に行っていくことが課題となります。

第3章 本計画の基本理念

本市のスポーツを取り巻く現状と課題を踏まえ、基本理念を以下のように掲げます。

本市ではこれまで、市民憲章のひとつである「スポーツに親しみ、心身ともに健康で元気なまちをつくりまします」の基、市民の誰もがスポーツに親しみ、楽しむことで、スポーツによる力を享受できる、活力あるまちづくりの実現を目指してきました。

近年、少子高齢化など、社会を取り巻く環境が大きく変化している中で、スポーツには「共生社会の実現」や「地域の活性化」といった効果が期待されています。また、令和2年から続く新型コロナウイルス感染症のまん延は、現在もスポーツ活動に影響を与えています。一方で令和4年には栃木県を舞台に第77回国民体育大会・障がい者大会が開催されます。このような時期だからこそ、心身の健康に不可欠なコンテンツである「スポーツ」の価値が再認識されるものと考えます。

こうした背景から「スポーツの力で スポーツで未来へ」～“だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも”スポーツに親しみ、スポーツの力で未来を創造するまち～」を引き続き基本理念とし、基本目標である「週1回以上スポーツを実施する成人の割合 65%」の達成を目指し、4つの基本施策を継続し、計画の推進を行ってまいります。

■基本理念

「スポーツの力で スポーツで未来へ」

～“だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも”スポーツに親しみ、スポーツの力で未来を創造するまち～

■基本目標

週1回以上スポーツを実施する成人の割合（スポーツ実施率）

平成27年度（基準値）	令和2年度（実績）	令和7年度
45.7%	38.4%	65%

■基本施策

- ◆ 生涯スポーツの推進
- ◆ 子どものスポーツ活動の充実
- ◆ 競技スポーツの推進
- ◆ スポーツ環境の整備・充実

第4章 計画の施策体系

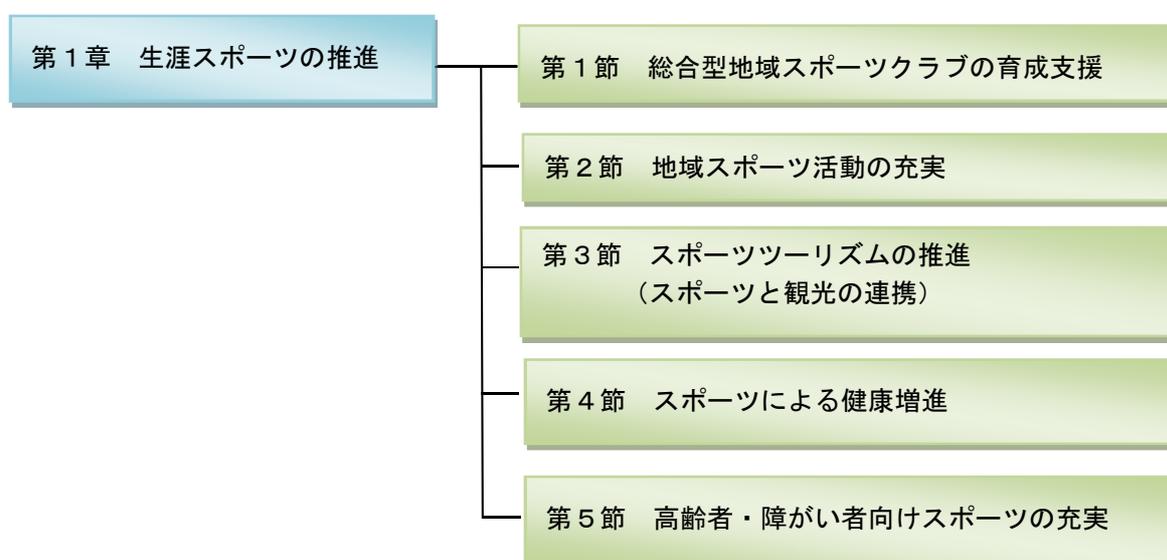
基 本 理 念	基 本 目 標	基 本 施 策	施 策	取 組 内 容
<p>スポーツの力で スポーツで未来へ</p> <p>「だれもがいつでもどこでもいつまでも」スポーツに親しみ、スポーツの力で未来を創造するまち</p>	<p>週1回以上スポーツを実施する成人の割合 スポーツ実施率）令和7年度65%」</p>	生涯スポーツの推進	【第1節】 総合型地域スポーツクラブの育成支援	市民への周知・啓発 総合型地域スポーツクラブの育成支援
			【第2節】 地域スポーツ活動の充実	各種大会の開催 関係団体と連携した講座等の開催 スポーツ推進委員の活動機会の充実 スポーツ情報の提供 女性が参加しやすいスポーツ講座等の開催 働き盛り・子育て世代へのスポーツの推進
			【第3節】 スポーツツーリズムの推進（スポーツと観光の連携）	スポーツ団体と観光関係団体の連携促進 スポーツ合宿の誘致推進
			【第4節】 スポーツによる健康増進	スポーツを楽しみながら行う健康増進 健康増進事業の推進 介護予防事業の推進
			【第5節】 高齢者・障がい者向けスポーツの充実	スポーツ推進委員の活動機会の充実（再掲） 障がい者スポーツ大会への参加支援
		子どものスポーツ活動の充実	【第1節】 子どもの体力向上・運動機会の充実	スポーツ少年団の活動支援と加入促進 放課後子ども教室事業の推進 氷上大会の実施
			【第2節】 学校体育や運動部活動の充実	部活動外部指導員の活用 新体カテスト実施結果の還元 各学校における体力向上計画の作成指導 学習指導の充実
		競技スポーツの推進	【第1節】 競技スポーツの充実	各種大会の開催（再掲） スケート施設有効利用の促進 優秀団体・選手への大会参加支援 表彰の実施
			【第2節】 プロスポーツチーム及び実業団チームとの連携	プロスポーツチームや実業団によるスポーツ教室・講座の開催 「観る」スポーツの機会の提供
			【第3節】 スポーツ指導者やボランティアの養成	スポーツ少年団指導者の育成 スポーツボランティアの確保 「支える」スポーツに対する啓発
		境の整備・充実にスポーツ環境	【第1節】 スポーツ施設環境整備	スポーツ施設管理の効率化の推進 スポーツ施設の長寿命化の推進 感染症対策を踏まえたスポーツ活動の推進 学校開放事業の利用促進

第2部 スポーツの推進

第1章 生涯スポーツの推進

生涯を通じて健康で明るく活気に満ちた生活を送るためには、スポーツ活動に親しむ環境を整えることが重要です。そのためには、高齢者や障がい者を含め、市民の誰もがそれぞれのライフステージや体力、目的に応じてスポーツ活動を実践できる場や機会を設ける必要があります。また、学生から社会人への転換期など、各ライフステージにおけるスポーツ離れを防止することも重要です。

そのため、多様化する市民ニーズを踏まえ、「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」、スポーツを楽しむことができる環境の構築を推進していきます。



■数値目標

指 標	基準値 (H26)	中間実績 (R2)	目標 (R7)
総合型地域スポーツクラブ会員の確保	320 人	420 人	500 人

第1節 総合型地域スポーツクラブの育成支援

各ライフステージの転換期にあたる、“学生から社会人へ移行する時期、”“時間的なゆとりができる仕事を退職した時期”などにおいて、切れ目のないスポーツ活動を行うことはその後のスポーツライフの充実や健康増進、体力の向上に向けて大きな意義があります。そのため、市民のだれもがいつでも身近にスポーツ活動ができる、総合型地域スポーツクラブへの加入や利用の促進に努めます。

しかし、総合型地域スポーツクラブに対する市民の認知度はわずかながら増加しているものの、依然として低い状況です。そのため、市の広報誌やホームページを活用した総合型地域スポーツクラブの周知を継続し、クラブへの加入促進を推進します。

■取組内容

取組	取組の概要	主管課
市民への周知・啓発	総合型地域スポーツクラブの活動内容について、市民に理解と興味をもってもらうことで、総合型地域スポーツクラブの認知度向上と加入促進を図るため、市ホームページや市広報などで情報提供を行います。	スポーツ振興課
総合型地域スポーツクラブの育成支援	地域における生涯スポーツの推進を行ううえで、総合型地域スポーツクラブが担う役割は大きいことから、持続可能な運営体制ができるよう支援に努めます。	スポーツ振興課

第2節 地域スポーツ活動の充実

スポーツを行うことで、体力の維持や健康増進などの効果が期待できます。また、スポーツは家族、友人、仲間といった人とのつながり、さらには地域と地域のつながりを深めます。そのため、地域でのスポーツ活動を通じ、「楽しみ」、「競い」、「支えあい」、「感動」を共有することで、スポーツによる地域活性化を図るとともに、活発な地域コミュニティを形成する環境整備を進めていきます。

■取組内容

取組	取組の概要	主管課
各種大会の開催	日光市スポーツ協会支部や加盟団体が行う「競技別各種大会」を支援するとともに、多くの市民が参加し、スポーツに親しめるような環境づくりを行ってまいります。	スポーツ振興課
関係団体と連携した講座等の開催	日光市では、スポーツ少年団など各種団体の競技力向上やより安全にスポーツを楽しんでもらうために、令和元年度から日光市スポーツ協会と連携して「ジュニアアスリート育成事業」を行ってきました。今後も多様化するニーズを把握し、内容の充実を図りながら、関係団体等と連携し、講演会や講座等を行い、地域スポーツの活性化を図ってまいります。	スポーツ振興課
スポーツ推進委員の活動機会の充実	スポーツ推進委員は、地域スポーツのコーディネーターや専門性を生かしたスポーツ指導など生涯スポーツを推進するために活動しています。こうした活動のさらなる向上を図るため、研修会などへの参加を支援してまいります。また、主体となり行っているニュースポーツフェスティバルなどを通じ、ポッチャなど高齢者など幅広い世代が楽しむことができるニュースポーツの普及活動に引き続き取り組んでまいります。	スポーツ振興課
スポーツ情報の提供	市広報誌や市ホームページなどで、施設情報や各種イベントの情報提供を行ってまいります。また、情報提供にあたってはSNSを積極的に活用するなど、市民の方がスポーツに興味を持っていただけるよう、様々なスポーツやイベント情報の提供に努めます。	スポーツ振興課
女性が参加しやすいスポーツ講座等の開催	「ヨガ」や「ストレッチ」など市民アンケートで女性からのニーズが高い種目の講座や教室を開催し、スポーツに対する意識があまり高くない女性のスポーツ参画を促してまいります。	中央公民館
働き盛り・子育て世代へのスポーツの推進	スポーツ実施率が低い働き盛り・子育て世代がスポーツに親しめる環境づくりを行い、スポーツ実施率の向上を図ります。	スポーツ振興課

第3節 スポーツツーリズムの推進（スポーツと観光の連携）

本市は、「日光国立公園」をはじめとする豊かな自然環境、国際的に認知度の高い「世界遺産 日光の社寺」、併せて温泉宿泊施設による高い収容能力とともに、首都圏からの鉄道と高速道路によるアクセスにも恵まれている「自然と観光の宝庫」です。

本市では、関係団体などと連携し、このような恵まれた立地条件や観光資源とスポーツが持つ「人を動かす力」を結び付け、アウトドアスポーツ等の活用、スポーツ合宿の誘致等のスポーツツーリズムを推進します。これらにより、交流人口の拡大と地域経済の活性化を目指していきます。

■取組内容

取組	取組の概要	主管課
スポーツ団体と観光関係団体の連携促進	スポーツ団体及び観光関連団体等と連携し、本市の自然や環境などの観光資源を結び付け、参加交流型のスポーツ大会や、アウトドア関連のアクティビティの情報提供を行い、市民や市外の方が様々な形でスポーツに触れることができる機会を提供していきます。	スポーツ振興課 観光課
スポーツ合宿の誘致推進	市内に4ヶ所あるスケート施設の有効活用と冬季期間の誘客促進による交流人口の拡大と地域経済の活性化を図るため、スポーツ合宿の誘致を推進します。	スポーツ振興課 観光課

第4節 スポーツによる健康増進

スポーツを楽しみながら継続することは、生活習慣病の予防や介護予防につながり、健康寿命の延伸や医療費抑制への貢献が期待されます。こうしたことから、スポーツや運動の習慣化や日常的にスポーツや運動に触れ親しむ機会を創出することにより、年齢を重ねても健康で豊かな暮らしができる環境づくりを行います。

■取組内容

取組	取組の概要	主管課
スポーツを楽しみながら行う健康増進	ニュースポーツなど気軽に行うことができるスポーツのイベントを行い、市民がスポーツに親しみ、スポーツを楽しみながら体力向上や健康づくりが行える環境づくりを目指します。	スポーツ振興課
健康増進事業の推進	運動習慣をはじめとする健康的な生活習慣を身につけることができるよう、日常生活の中で体を動かすことができる取組を周知するとともに、健康づくりのための運動に関する教室等を実施します。	健康課
介護予防事業の推進	年齢を重ねても健康的な生活が送れるよう、ストレッチや体操など気軽に取り組める運動の情報提供などを行い、フレイル予防や介護予防の促進を図ってまいります。	高齢福祉課

第5節 高齢者・障がい者向けスポーツの充実

健康づくりや体力の維持のためにスポーツに励む、また、スポーツを通じたコミュニケーションを楽しむ高齢者が増加しています。こうした高齢者のスポーツ活動をさらに促進させるために、高齢者がそれぞれの身体能力に応じて、気軽に始めることができるニュースポーツを引き続き推進していきます。

一方、スポーツ基本法では、障がい者のスポーツについて、「障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障がいの種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」としています。障がい者が、リハビリとしてだけでなく、余暇活動としてスポーツ活動を行えるような環境を整えるとともに、運動することの楽しさやすばらしさを感じる機会を提供します。また、障がい者のスポーツ活動を支え、発展させていくため、障がい者のスポーツ活動への理解や社会的認知度の向上のための意識啓発に取り組み、共生社会の実現を目指します。

■取組内容

取組	取組の概要	主管課
スポーツ推進委員の活動機会の充実（再掲）	スポーツ推進委員は、地域スポーツのコーディネートや専門性を生かしたスポーツ指導など生涯スポーツを推進するために活動しています。こうした活動のさらなる向上を図るため、研修会などへの参加を支援してまいります。また、主体となり行っているニュースポーツフェスティバルなどを通じ、ポッチャなど高齢者など幅広い世代が楽しむことができるニュースポーツの普及活動に引き続き取り組んでまいります。	スポーツ振興課
障がい者スポーツ大会への参加支援	栃木県主催の障がい者スポーツ大会への参加を支援します。また、市民の障がい者のスポーツ活動に対する理解を深めるために、大会の広報を行います。	社会福祉課

第2章 子どものスポーツ活動の充実

心身ともに健康で、生涯にわたり豊かなスポーツライフの基礎を培うためには、子ども自身が体を動かすことの楽しさを発見し、進んで体を動かすようになることが重要です。中学生は特に、生徒数の減少等により、生徒のニーズに合った運動部活動ができないなど解決しなければならない課題があります。

また、小学校では児童のスポーツへの参加機会は、スポーツ少年団が中心であり、スポーツをする子ども・しない子どもの二極化が進行しつつあります。

そこで、児童生徒の体力向上と運動部活動を重要な課題として捉え、学校・家庭・地域が連携を深め、子どもが主体的に外遊びやスポーツに親しむ中で、体力や意欲、気力を高め、ねばり強く頑張る子どもの育成を目指します。

第2章 子どものスポーツ活動の充実

第1節 子どもの体力向上・運動機会の充実

第2節 学校体育や運動部活動の充実

■数値目標

指 標	基準値 (H27)	中間実績 (R2)	目標 (R7)
外部指導者派遣人数	5人	11人	12人

第1節 子どもの体力向上・運動機会の充実

児童生徒の体力・運動能力は低下傾向にあります。その原因として、異なる年齢層による外遊びの減少やスポーツの重要性の軽視、生活の便利性の向上など生活全体の変化、睡眠時間の減少、食生活の乱れ等が考えられます。体力の向上は健康の保持増進につながることから、食育を含む望ましいライフスタイルの構築が求められています。

そのためには、日頃から運動やスポーツを行い、各種の運動を発達の段階に応じ適切に行わせることによって、活力ある生活を支え、逞しく生きるための体力の向上を図ることが重要です。特に、就学前の幼児と小学生には、体を動かす楽しさを豊富に体験させながら、様々な体の基本的な動きを培うことができるよう、指導内容の改善と充実を図ります。

また、部活動やスポーツ少年団で活動していない子どもたちは、学校の授業以外ではあまり体を動かす機会が少ないため、身体を動かす楽しさや、いつでも気軽にできる体の動かし方を啓発していく必要があります。

■取組内容

取組	取組の概要	主管課
スポーツ少年団の活動支援と加入促進	スポーツ少年団の活動支援や他市との交流事業を行います。 また、スポーツや運動に親しむ機会を多くの子どもに提供するため、市広報誌や市ホームページなどを活用し、スポーツ少年団への加入促進を行います。	スポーツ振興課
放課後子ども教室事業の推進	学校の余裕教室等を活用し、児童を対象とした放課後子ども教室を設置し、学習やスポーツ・文化活動、市民との交流活動等を実施します。	子育て支援課 生涯学習課
氷上大会の実施	冬季期間の子どもの体力向上のため、市内小学生を対象に氷上大会を実施します。	学校教育課

第2節 学校体育や運動部活動の充実

学生の頃に運動をしていた人は、大人になってもスポーツをしている人が多い傾向にあります。そのため、児童生徒の発達の段階を考慮しながら、運動やスポーツの楽しさを体験させるとともに、体力・運動能力の向上に寄与するために、「体育」「保健体育」の授業をはじめ、体育的行事（運動会等の学校行事）などを通して、特色ある実践が行われています。

一方で、児童生徒の体力低下が進んでいることから、体力・運動能力向上のため、指導方法や指導技術などこれまで以上に教員の資質・能力の向上を図る必要があります。また、児童生徒が運動やスポーツの「楽しさ」や「できる喜び」を実感できるよう、地域特性に応じた外部指導員の活用など地域と連携し、良好なスポーツ環境の確保に努めることが重要です。

中学校における運動部活動は、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、仲間や指導者との密接なふれあいを通して豊かな人間性をはぐくむとともに、生徒の自己実現の場として大きな意義を有する活動です。生徒の発達段階を踏まえ、一人ひとりの興味・関心、能力・適正に応じた適切な指導を行うほか、生徒が「目標」をもって運動を行うための指導を行います。

■取組内容

取組	取組の概要	主管課
部活動外部指導員の活用	部活動の活性化を目指して、地域人材等を部活動外部指導員として活用するとともに、学校支援地域本部事業の活用を図ります。学校のニーズを把握しながら、指導員の派遣人数や派遣回数などを調整し、外部指導員による指導の充実を図ります。	学校教育課
新体力テスト実施結果の還元	新体力テストの分析結果を各生徒や児童の活動に生かし、個人の課題が今後の体力向上の目標になるよう図っていきます。	学校教育課
各学校における体力向上計画の作成指導	新体力テストの結果や児童生徒の実態を踏まえた、体力向上計画の作成及び計画の実践に対し、学校訪問を通して、指導助言を行います。	学校教育課
学習指導の充実	運動好きになる子どもを育てる学習指導の工夫がなされるよう、授業について指導・助言を行います。	学校教育課

第3章 競技スポーツの推進

本市では、競技スポーツを推進していくため、トップスポーツの大会開催情報の提供や関係団体と連携しジュニア期からトップスポーツに触れる機会を創出することで、スポーツ人口の拡大を目指すとともに、本市の特色あるスポーツであるホッケー及びスケート競技についても、本市をホームタウンとしているプロスポーツチームや実業団チームと連携し、教室や講座の開催などを通じて競技の普及・促進を図っていきます。また、スポーツ少年団をはじめ、各種競技スポーツを指導する指導者が、共通の理念に基づき指導にあたるよう、指導者の育成に取り組むとともに、競技スポーツを支えるボランティアの養成に努めていきます。



■数値目標

指 標	現状 (R2)	目標 (R7)
ホームタウンチームの認知度 (平均)	30.6%	40%

第1節 競技スポーツの充実

本市はアイスホッケープロチームやトップリーグに参戦しているホッケーチームなどのホームタウンとなっています。このようなトップクラスのスポーツに触れることにより、市民のスポーツへの興味を高めるとともに、スポーツ関係団体と連携し競技力向上に向けた体制の充実を図ります。

■取組内容

取組	取組の概要	主管課
各種大会の開催 (再掲)	日光市では、日光市スポーツ協会支部や加盟団体が行う「競技別各種大会」を支援するとともに、多くの市民が参加し、スポーツに親しめるような環境づくりを行ってまいります。	スポーツ振興課
スケート施設有効利用の促進	第77回国民体育大会冬季大会のため大規模改修を行った市有スケート施設の有効利用のため、市内の中学生以下の子どもに施設の無料利用券を配布し、開催に伴い創出されたレガシーの継承と冬季スポーツの活性化を図ります。	スポーツ振興課
優秀団体・選手への大会参加支援	国際大会や全国レベルの国内大会に出場する団体や選手に対し、激励金を贈呈することで大会参加の支援を行ってまいります。	スポーツ振興課
表彰の実施	競技スポーツ大会で優秀な成績を収めた団体や選手に対して表彰を行います。	スポーツ振興課

第2節 プロスポーツチーム及び実業団チームとの連携

本市には、競技スポーツのトップレベルであるアイスホッケー「アジアリーグ」、ホッケー「男子日本リーグ」「女子日本リーグ」で活躍する3つのチーム（H.C. 栃木アイスバックス、LIEBE 栃木、グラクソ・スミスクライン女子ホッケー）があります。こうした、ホームタウンで活躍するチーム・選手の試合を競技場で観戦することにより、地域の活力や感動を享受するとともに、スポーツ人口の拡大が期待できます。今後も、プロスポーツチームなどとの連携を通じて、観戦の機会の拡大や世界の舞台で活躍したトップアスリートの技術や人間的な魅力を、地域のスポーツ推進に還元できる仕組みを構築していきます。

■取組内容

取組	取組の概要	主管課
プロスポーツチームや実業団によるスポーツ教室・講座の開催	本市に拠点を置く特色あるスポーツのチームと連携し、スポーツ教室や講座を実施することで、競技人口の拡大と競技力の向上を図ってまいります。 また、教室や講座の開催を通じ、トップスポーツチームに興味を持ってもらうことにより、認知度の向上と試合観戦者の増加を図ります。	スポーツ振興課
「観る」スポーツの機会の提供	市内で開催されるトップスポーツの大会の情報を、市ホームページやSNSなどを活用し、市民に提供を行うことでスポーツへの興味関心や参加意欲の向上を図ってまいります。	スポーツ振興課

第3節 スポーツ指導者やボランティアの育成

スポーツ活動を支える指導者の専門知識の習得のための支援やスポーツボランティアなどの育成・支援、組織間の連携の促進などにより、多様なスポーツ活動へのニーズに対応し、市民の主体的なスポーツ活動を支える人材の育成や体制の整備に取り組んでいます。

しかし、スポーツ少年団や学校部活動において、専門的知識を有した指導者の確保が難しい状況となっていることや、スポーツを支えるボランティアについても、今後の本市のスポーツの推進を進めていく上で、多くの人材の確保に取り組む必要があります。

今後、スポーツを支える活動の普及・啓発を図るとともに、「スポーツを支える人材」の計画的な育成・支援に努めます。

■取組内容

取組	取組の概要	主管課
スポーツ少年団指導者の育成	子どもの健全な成長と安全なスポーツ少年団活動を実施するため、スポーツ少年団の地域指導者を対象とした研修を実施し、指導者の資質の向上を図ります。	スポーツ振興課
スポーツボランティアの確保	スポーツボランティアの運営や補助に携わるスポーツボランティアの確保に努めます。	スポーツ振興課
「支える」スポーツに対する啓発	市民アンケートの結果から、スポーツボランティアに興味を示している方もいることから、市広報誌などで「支える」スポーツに関する啓発を行い、スポーツを支える人材の育成に努めます。	スポーツ振興課

第4章 スポーツ環境の整備・充実

市民の誰もが生涯にわたりスポーツ活動を行っていくためには、スポーツ環境の整備・充実が求められています。そのため、身近で誰もが利用できる公共スポーツ施設の果たす役割は益々大きくなっています。

現在、本市には市内全域にわたり、多くのスポーツ施設が設置され、市民の健康の保持・増進のためのスポーツ活動の場として、また地域コミュニティの場として利用されています。しかし、スポーツ施設の大半が30年以上前に建設された建物であるため、施設の維持管理費について増加傾向にあります。

平成27年8月、本市では公共施設の現状と課題を踏まえ、今後の少子高齢化の進展に伴う人口減少とそれに伴う財政状況の見通しから、“将来を担う次世代の負担を減らす適正な公共施設”を目指し、公共施設の有効活用と改善に向けた取組を行うため、「日光市公共施設マネジメント計画（以下、マネジメント計画）」を策定しました。今後は、マネジメント計画と整合性を図りながら、施設の長寿命化を進めるとともに、施設の有効活用を図ってまいります。

第4章 スポーツ環境の整備・充実

第1節 スポーツ施設の環境整備

■数値目標

指 標	基準値 (H26)	中間実績 (R2)	目標 (R7)
スポーツ施設年間利用者数	492,284 人	270,682 人	514,000 人
学校開放施設年間利用者数	144,333 人	98,372 人	150,000 人

今後、本市の公共スポーツ施設の整備・充実を図るには、市民のニーズや利用状況、施設の老朽化等について多角的な検証を行い進めていく必要があります。そのため、日光市公共施設マネジメント計画との整合性を図るとともに、次に示す考え方を基本として、既存施設の長寿命化を図りながら、市民の誰もが身近にスポーツにふれることができる環境の整備・充実に取り組みます。

～ スポーツ環境の整備・充実の考え方 ～

1 施設の整備について

施設の整備については、将来にわたり適正に維持管理ができる規模及び機能の充実を図ることを目的に実施していきます。

(1) 既存の施設の整備・充実について

○既存の施設の改修については、施設の長寿命化を図ることを優先し整備します。

○既存の施設において、重複した施設、重複した機能については、他の公共施設の有効活用も踏まえ集約化を進めます。

(既存施設の整備・充実に関し検討する事項)

- ・施設の利用者数
- ・施設の機能拡充の必要性
- ・維持費（ランニングコスト）
- ・施設の将来性
- ・施設のユニバーサルデザイン化
- ・受益者負担に基づく利用料金 等

(2) 新たな施設の整備について

○新たな施設を整備するには、その施設の必要性と将来性を検討し整備します。

(新たな施設の整備に関し検討する事項)

- ・施設を整備した場合の効果及び利用者数
- ・施設の必要性
- ・建設費（イニシャルコスト）
- ・維持費（ランニングコスト）
- ・受益者負担に基づく利用料金 等

(3) 施設の廃止について

○施設の廃止については、明らかに利用者が少なく、将来的にも有効活用が見い出されない施設について施設廃止の検討をします。

(施設の廃止に関し検討する事項)

- ・施設を廃止した場合の影響
- ・施設を廃止した場合の他の施設の活用
- ・その施設の必要性
- ・維持費（ランニングコスト） 等

2 学校体育施設の有効活用について

利用者にとって身近な存在である、学校スポーツ施設の有効活用に努めます。

3 民間施設の有効活用について

施設の整備に合わせ、民間施設の有効活用について検討していきます。

第1節 スポーツ施設の環境整備

市民の誰もが、安心してスポーツを行うには、公共スポーツ施設の整備や機能の充実が求められています。しかし、本市が保有する公共スポーツ施設の状況は、一部の施設で老朽化が目立ってきており、計画的な施設の整備・改修が必要です。

一方、本市の厳しい財政状況の中、公共スポーツ施設の維持・管理費についても大きな課題となっています。そのため、施設の利用促進を図りながら、受益者負担の原則に基づく施設の利用料金のあり方についても検討していく必要があります。

また、公共スポーツ施設の環境整備にあたっては、ホッケー及びスケート競技といった本市の特色あるスポーツのような地域の特性や多様化する利用者のニーズに配慮しながら、指定管理者制度を活用しながら効率的な管理運営を行うとともに、計画的な改修や維持管理を実施し安全で安心な公共スポーツ施設の提供を行ってまいります。

■取組内容

取組	取組の概要	主管課
スポーツ施設管理の効率化の推進	スポーツ施設を安全で安心して利用できるよう、定期的な点検や維持管理の徹底に努めるとともに、利用者の視点に立った利用しやすいスポーツ施設の運営を行ってまいります。また、引き続き指定管理者による、効率的な管理運営体制の充実を図ってまいります。	スポーツ振興課
スポーツ施設の長寿命化の推進	利用者が安全・安心してスポーツに取り組める環境を整備するため、市が保有するスポーツ施設の長寿命化を推進していきます。	スポーツ振興課
感染症対策を踏まえたスポーツ活動の推進	新型コロナウイルス感染症との共存が長期化する中で、身体距離の確保や手洗い、消毒の励行など感染症対策を講じたうえでのスポーツ活動を推進してまいります。	スポーツ振興課
学校開放事業の利用促進	市民の身近なスポーツの活動の場として、市内小・中学校体育施設の開放を促進します。促進にあたっては、市民が利用しやすいようわかりやすい情報提供と管理運営の向上に努めてまいります。	スポーツ振興課

第5章 計画を推進していくために

第1節 計画の実現に向けた市民や関係団体との連携・協働

本計画の達成に向けては、市民、地域、学校やスポーツに関わる多くの団体、行政などの各主体が、それぞれの役割を分担し、連携・協働して取り組む必要があります。

行政はこうした多様な主体間の連携と調整を図る役割を担うことから、ネットワークの構築に努め、計画を推進していきます。

また、本市では市民の健康増進の取組をはじめ、スポーツの持つ多面的な価値を活用した、地域活性化やスポーツツーリズムの推進等、各部局において様々な施策を展開していることから、これらの各部局との横断的な連携を深め取り組んでいきます。

そして、各主体が相互に連携・協働し、本計画の目標達成のための4つの基本施策である「生涯スポーツの推進」「子どものスポーツ活動の充実」「競技スポーツの推進」「スポーツ環境の整備・充実」の実現を目指します。

第2節 スポーツを支える関係団体の役割

本市には、日光市スポーツ協会、日光市スポーツ少年団、日光市スポーツ推進委員協議会、総合型地域スポーツクラブなど、様々なスポーツ団体が活動を行い、それぞれの役割を適切に果たしながら、市民のスポーツ活動の推進に努めています。

(1) 日光市スポーツ協会の役割

日光市体育協会は令和2年4月に日光市スポーツ協会に名称変更を行いました。

本協会は、「スポーツの振興・普及」及び「市民の体力向上」を目的に、子どもから高齢者まで誰もがスポーツを楽しみ、生き生きとした生活を送れるよう、スポーツ大会やイベントの実施に取り組んでいます。今後も、地域に根差した組織として、市民スポーツの充実を図るとともに、市民のスポーツ活動の推進に向け、大きな役割を担っていきます。

日光市スポーツ協会 支部一覧

支部名	連絡先
日光支部	日光公民館
藤原支部	藤原公民館
足尾支部	足尾公民館
栗山支部	栗山公民館
今市支部	今市公民館
落合支部	落合公民館
豊岡支部	豊岡公民館
大沢支部	大沢公民館
塩野室支部	小林公民館

日光市スポーツ協会 専門部一覧 (26 専門部)

陸上競技	野球	卓球	ソフトテニス
サッカー	バスケットボール	バレーボール	弓道
剣道	柔道	スキー	山岳
ホッケー	バドミントン	アイスホッケー	テニス
射撃	空手	ゴルフ	ソフトボール
ボウリング	スケート	馬術	カーリング
グラウンドゴルフ	ゲートボール		

(2) 日光市スポーツ少年団の役割

日光市スポーツ少年団は日光市スポーツ協会の中に位置づけられ、子どもたちの自由時間を活用し、スポーツ活動を行っている団体です。現在、市内には約80の団体があり、2,000人の団員と600人の指導者が活動しています。スポーツの技術を身に付けるだけでなく、スポーツを通じて様々な規則を学び、協調性や相手を思いやる心を育む活動をしています。

(3) 日光市スポーツ推進委員協議会の役割

日光市スポーツ推進委員協議会は、本市のスポーツの推進を図るため、各地域においてスポーツの実技指導やスポーツ推進のための事業の実施に係るコーディネーターとしての活動を行っています。今後も、各委員の資質・指導力の向上を図りながら、地域住民の生涯スポーツの進展に寄与することを目的として活動していきます。

(4) 総合型地域スポーツクラブの役割

総合型地域スポーツクラブは、「多種目」、「多世代」、「多様な技術や技能」に合わせて継続的にスポーツを楽しむことができ、また、クラブ会員一人ひとりがスポーツの受け手となると同時に創り手となる形態のスポーツクラブです。スポーツだけではなく、文化活動も取り入れ、身近な地域でスポーツや文化活動を楽しみながら健康に暮らすとともに、地域コミュニティの活性化の核となることが期待されています。また、県内では総合型地域スポーツクラブが学校部活動等の受け皿になっている事例があり、今後、総合型地域スポーツクラブと学校との連携が期待されています。

本市で活動している総合型地域スポーツクラブ			
スポーツクラブ YOU GO!	みんなで楽しむスポーツクラブ	SC おおさわ	豊岡スポーツクラブ

(5) 日光市レクリエーション協会の役割

日光市レクリエーション協会は市内のレクリエーション団体相互の連絡を図るとともに、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活に資することを目的に、平成10年に発足しました。現在、市民の余暇の充実と健康増進を図るため、レクリエーションとスポーツを通じた、市民参加型のイベントを展開しています。

(6) 公民館事業の役割

本市には、15の公民館が立地しており、多くの公民館で地域ニーズに対応した、様々なスポーツ事業を実施しており、市民の生活がより豊かになるよう趣向を凝らした活動を展開しています。また、体操やダンスなど軽スポーツ・ニュースポーツの利用のために施設を貸し出し、今後とも地域住民の身近なスポーツ活動の場として充実していきます。

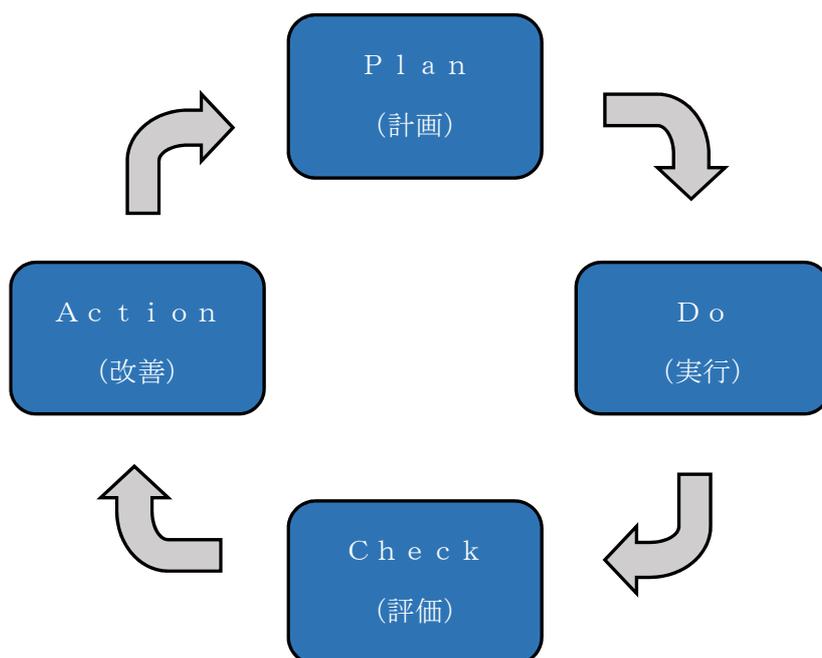
第3節 計画の進捗管理

本計画に掲げる施策の検討・実施状況については、「日光市スポーツ推進審議会（※）」に報告し、適切な進捗管理を図ります。

※日光市スポーツ推進審議会：スポーツ基本法に基づき設置された、市のスポーツ振興施策の諮問機関

また、PDCA サイクル（※）を導入し、市民に対し定期的に達成状況を公表し、計画の進捗状況の周知を図るとともに、進捗管理の透明性の向上に努めます。

※Plan（計画）－Do（実行）－Check（評価）－Action（改善）



第4節 財源の確保

本計画の推進にあたっては、厳しい財政状況を考慮しつつ、国や県の補助金制度やスポーツ振興くじ助成金の活用など、引き続き多様な財源の確保に努めながら行っていきます。

資料編

策定までの主な経過

期 日	会 議 名 称	内 容
令和3年6月18日	日光市スポーツ推進計画見直しに係る第1回ワーキンググループ会議	素案協議・調整
6月28日	令和3年度第1回日光市スポーツ審議会	素案協議・調整
7月7日	日光市スポーツ推進計画見直しに係る第2回ワーキンググループ会議	素案協議・調整
9月17日	部長会議	素案協議・調整
9月27日	令和3年度第2回日光市スポーツ審議会	素案協議・調整
11月15日	教育委員会会議	原案決定
12月16日	議員全員協議会	原案報告
12月27日～ 令和4年1月26日	パブリックコメントの実施	原案への意見聴取
2月24日	部長会議	原案の調整
2月25日	教育委員会会議	最終原案の決定
3月24日	議員全員協議会	最終原案報告

日光市スポーツ推進審議会条例

平成20年3月19日

条例第5号

改正 平成23年9月16日条例第32号

(題名改称)

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の規定に基づき、日光市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(平23条例32・一部改正)

(所掌事項)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、日光市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (2) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (3) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (4) スポーツ団体の育成に関すること。
- (5) スポーツ事故の防止に関すること。
- (6) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(平23条例32・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が市長の意見を聴いて委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(専門委員)

第7条 審議会に、専門事項の調査及び研究をさせるため必要に応じて、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、次に掲げる者のうちから市長の意見を聴き、及び審議会の同意を得て教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係行政機関の職員

3 専門委員は、専門事項について調査及び研究した事項に関し、審議会に意見を述べることができる。

4 専門委員は、専門事項の調査及び研究が終了したときは、解任されるものとする。

(事務局)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後、最初に開かれる審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が

招集する。

附 則（平成23年9月16日条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第3条の規定による改正後の日光市スポーツ推進審議会条例（以下「改正後の条例」という。）の施行の際現にこの条例による改正前の日光市スポーツ振興審議会条例の規定により委嘱されている日光市スポーツ振興審議会の委員である者は、その任期が終了するまでの間は、改正後の条例の規定により委嘱されている日光市スポーツ推進審議会の委員とみなす。

日光市スポーツ推進審議会委員 名簿

氏 名	所 属	備 考
君島 昌夫	日光市スポーツ協会	
大島 サワ	日光市スポーツ協会	会長
吉原 幸子	日光市スポーツ協会	
柴田 学	日光市スポーツ推進委員協議会	
安田 里子	日光市スポーツ指導者協議会	
長田 幸子	日光市スポーツ少年団本部	副会長
大堀 円	日光市校長会	
小野 夕里	(一社)日光市観光協会	
福田 勝彦	上都賀教育事務所	
古口 英夫	公益財団法人栃木県スポーツ協会 今市青少年スポーツセンター	

スポーツ基本法

平成 23 年法律第 78 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条—第二十条）

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条—第二十四条）

第三節 競技水準の向上等（第二十五条—第二十九条）

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条—第三十二条）

第五章 国の補助等（第三十三条—第三十五条）

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポー

ツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

- 4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。
- 5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。
- 6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。
- 7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。
- 8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（スポーツ団体の努力）

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

（国民の参加及び支援の促進）

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することがで

きるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）

で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

(平二六法七六・一部改正)

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(平二四法六七・平二八法四七・一部改正)

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学的研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発

展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(スポーツの日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第二条に規定するスポーツの日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(平三〇法五七・一部改正)

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を

有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本スポーツ協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

- 2 全国障害者スポーツ大会は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

- 3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(平三〇法五六・一部改正)

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

- 2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(平三〇法五六・一部改正)

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催

地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であって特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（地方公共団体の補助）

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討）

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

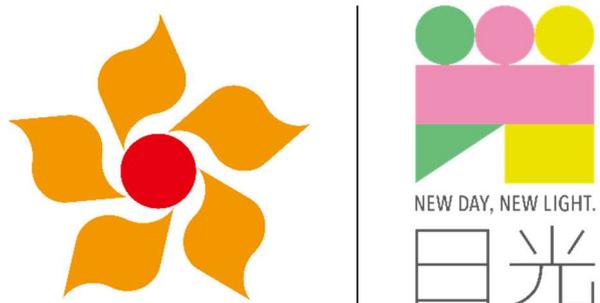
（スポーツの振興に関する計画に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第

一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。



日光市スポーツ推進計画改訂版

令和 4 年 3 月

編集・発行 日光市教育委員会事務局

スポーツ振興課

〒321-1292

栃木県日光市今市本町 1 番地

TEL 0288-21-5183 FAX 0288-21-5185